

政府・東京電力統合対策室合同記者会見

日時：平成23年10月11日（火）16：30～19：00

場所：東京電力株式会社本店3階記者会見室

対応：園田大臣政務官（内閣府）、森山原子力災害対策監（原子力安全・保安院）、伊藤審議官（文部科学省）、加藤審議官（原子力安全委員会事務局）、松本立地本部長代理（東京電力株式会社）

※文中敬称略

○司会

それでは只今から政府、東京電力統合対策室合同記者会見を開催します。なお、細野大臣は公務のため本日は欠席です。あらかじめご承知おき願います。また園田政務官でございますけど、本日18時半ごろ公務のため退席をさせて頂く予定でございます。それでは式次第に従って進めさせていただきたいと思えます。最初は環境モニタリングの状況についてです。まずは東京電力からの説明となります。

<環境モニタリングについて>

○東京電力

東京電力の松本でございます。それでは東京電力から3件報告させていただきます。1件目は空気中のダストの核種分析の結果になります。資料のタイトル申し上げますと『福島第一原子力発電所敷地内における空気中の放射性物質の核種分析の結果について第200報』です。ページめくっていただき、昨日の福島第一原子力発電所の西門、それから第二原子力発電所のモニタリングポストの1番ではいずれもND、検出限界未満でした。経時変化については2枚目にグラフ化していますのでそちらもご確認ください。続きまして海水のモニタリングの状況です。資料のタイトルは『福島第一原子力発電所付近における海水中の放射性物質の核種分析について第193報』です。発電所沿岸部4カ所、並びに沖合各地点でのサンプリング結果ですが昨日も測定結果は1枚目の裏面から表の形式で記載させていただきましたけど、いずれもND検出限界未満でした。3枚目の方、表面からグラフ化しておりますのでそちらもご確認ください。続きまして海底土の分析結果です。資料のタイトル申し上げますと『福島第一原子力発電所沖合における海底土の放射性物質核種分析の結果について続報27』でございます。昨日はページをめくって頂き1枚目の裏面になりますが

いわき市北部、夏井川、沼の内、豊間の各4カ所の沖合でのサンプリング結果になります。表のとおり検出されていますが経時変化をグラフ化しています。大きな変動等ございませんので海底土の状況は変化ないと考えております。なお海底土については毎月1回測定していき、全測定点がまとまりましたら地図の上に落とした形で皆さまにご提示させていただければと考えています。東京電力からは以上です。

○司会

次に文科省からの説明になります。

○文部科学省

文科省の伊藤でございます。資料2種類、環境モニタリングの結果についてというものと、その別冊をお配りしています。まず全国的な状況ですが、各都道府県におきます放射能水準調査、定時降下物、上水の結果については特段大きな変化はありません。それから発電所周辺でのモニタリング結果ですが、20キロ以遠の空間線量率、20キロ以遠の積算線量結果、ダストサンプリング結果、福島県によるモニタリング実施結果についても特段大きな変化ありません。学校の調査につきましては、9月に入りまして福島県の方で1761校を対象に順次測定し、公表しているところです。今回は10月5、6、7日に発表したもののデータをお示ししています。一部の学校においてこれは松栄高校の $1.1 \mu\text{Sv/h}$ とか、二本松の東和中学校の $1.8 \mu\text{Sv/h}$ といったものが、校庭において $1 \mu\text{Sv}$ を超えているものとして測定されています。二本松市の東和中については、校舎が使えない関係で隣の陸上トラック、カントリーパーク東和というところのトラックを校庭代わりに使っている結果、そのような値になっています。これらにつきましては前回も若干質問ありましたが、全部の学校の調査がまとまり次第、改めて全体の傾向について分析してご報告したいと考えています。それから海域の調査ですが、発電所周辺の海域モニタリングの結果について、10月11日東京電力のデータを発表しています。これは9地点で検出限界値未満となっています。それから10月7日に発電所周辺の海底土のプルトニウムとストロンチウムの分析結果を発表しています。これは場所は54ページの地図、あるいは55ページの地図をご覧くださいただければ確認いただけると思いますが、プルトニウムについては放水口と沖合3キロの海底土についての検出結果です。プルトニウム238は検出限界値未満、プルトニウム239と240、これを足し合わせた測定結果が0.086から0.4Bq/kgとなっています。プルトニウムの238の方が検出されておりませんので事故由来のプルトニウムとは説明出来ないというふうに考えています。これらのプルトニウム239、240を足し合わ

せた数値については過去の福島沖の海底土における濃度、これは 0.17 から 0.56Bq/kg ですが、その範囲に収まっています。ストロンチウムについては4地点、放水口の近くと15キロの沖合ですが、ストロンチウム89はNDから1.6、ストロンチウム90については1.014から1.7Bq/Lとなっていて、6月2日が前回の採水の結果ですが、このときに比べると数値は減少しているという状況でございます。それから前回おたずねいた大体くつかの宿題についてお答え申し上げたいと思います。1点目は現在福島で学校の校庭の線量の調査をしておるわけですが、そのうち除染によって線量が下がった学校はどのくらいあるのかというご質問頂きました。これにつきましては9月20日時点で315校・園が、土壌の処理事業を国の方に申請してきてございます。国の方といたしましては1 μ Sv以上の校庭の線量率のものにつきましては除染のための財政的支援をしているわけですが、その支援の申請があったのが315校で、処理が完了したのが302校というふうに聞いています。これ以外に県の方で校庭あるいは通学路等の除染をしているものがありますので、文部科学省で把握している数値のみ紹介させていただきます。それから福島県から県外への転校、あるいは流入の状況についてご質問ありました。現在9月1日現在の福島県内における児童生徒の状況について、データを集計中でしてこの1、2週間のうちに公表出来るかと思いますが、データが古くて恐縮ですが5月1日の時点で福島県から他県の学校に受け入れた幼稚園児から高校生まで含みますとトータルで9998名、さらに県内で5273名の児童・生徒が転校をしているという状況です。それから放射線審議会の議事録の公開についておたずねがありました。会議後、委員の確認を得たのち、公開させていただいていますが、直近ですと10月6日の基本部会の議事録についてはおおい2週間をめぐりに公表したいと考えてございます。それから海域モニタリングの検出限界を下げるという話を前回9月12日に発表させていただきましたが、その後実際に新しい検出限界値での測定、あるいは公表はいつ頃になるのかということでございますが、発電所の前面沿岸海域におけるデータにつきましてはおおむね1から2Bq/L、あるいは0.5Bq/Lに下げる予定ですが、これは今月中に実施するよう関係方面と調整していると聞いています。それから沖合のデータにつきましても10月最終週ぐらいの公表を目指して作業中ということです。なお外洋につきましては10月5日公表分より検出限界を下げた形で公表しています。文部科学省からは以上です。

○司会

次に原子力安全委員会からの説明になります。

○原子力安全委員会事務局

原子力安全委員会事務局の加藤です。私からは環境モニタリング結果の評価についてという10月11日付けの原子力安全委員会の紙、2枚で裏表にコピーしたもの、それから参考資料といたしまして1枚目が福島県の地図になっているもの、これを用いて説明します。今回評価いたしますのは文科省から10月6日から10日の間に発表された情報についてです。

まず1の空間放射線量とありますが、これにつきましては20キロ圏内の空間放射線量率の結果もありますがそれを含めまして全体的に大きな変化はないという状況であります。2の空気中の放射性物質濃度ですが、参考資料の11ページから15ページをご覧くださいますと1番上の1番のポイント、福島市杉妻町であります。ここにつきましては県の方で検出限界を下げた測定を行っておりまして日によってセシウム134、137が検出されているという状況であります。その値ですが、濃度限度に比べますと約4桁下回っているものであります。また、そのポイントでのヨウ素131、また他のポイントでの全核種については検出限界未満であったということでもあります。

資料の3の航空機モニタリングですが、参考資料の17ページ以降に東京都、神奈川県での結果が出ています。全体的に見まして東京都、神奈川県ともおおむね低いバンドになっていますが、東京都の西部、東部の一部においてやや高い分布が見られているという状況でございます。

それから資料の2ページにまいりまして4の環境資料でございます。2つめの黒ポチですが先週にかけて文科省から発表ありましたヨウ素131の土壤汚染マップ、それからプルトニウム、ストロンチウムの核種分析の結果について、これにつきましては10月6日木曜の原子力安全委員会に報告いただきまして質疑をしております、議事録がアップされていますので詳細はそちらをご覧くださいと思います。それから海水中のヨウ素セシウムであります。参考資料の32ページから36ページに東京電力が福島第一原子力発電所周辺で取りました海水中の分析結果でございますが、いずれも検出限界値未満であったということでもあります。それから参考資料37ページですが、これが発電所周辺での海水中のストロンチウムの分析結果です。この図の薄紫色と薄い緑、これの字になっているところがストロンチウムの濃度ですが、半減期の比較的短いストロンチウム89が出ておりますので今回の事故の影響と考えられます。ただ、出ている値は濃度限度に比べますと一桁ないし三桁低いという状況であります。それから次が参考資料の38、39ページでありまして、海底土の発電所周辺、沖合周辺の海底土の中のプルトニウムについてであります。プルトニウム239と240が検出されております。それで、一方、プルトニウム238が検出限界値未満ですので、このデータセットからだけでは今回の事故の影響によるものかどうかについて必ずしも確定的な説明は出来ないと考えております。

それからさらに参考資料の40ページにいただきますとこれは10月7日に採取された海底土中のセシウムの分析結果でありまして、ご覧いただいたような値で出ているということです。

資料の3ページにまいりまして全国の都道府県の環境放射能水準調査の結果ですが、こちらの特段の変化はないといった状況であります。

それから1件ご報告申し上げます。原子力安全委員会では委員会後に記者の皆さまへのブリーフというものを行っておりまして、この会見の場でもそのブリーフの議事録をホームページに載せられないかというご提案がございまして5月19日以降の分についてはその都度載せてきたわけですが、それ以前の分はどうなっているのかというご質問が最近ございまして、それにつきまして委員会後の記者ブリーフは4月4日から開始してまして4月4日から5月16日分までは本日、各回の委員会後のブリーフの議事録をホームページに載せたところであります。また、原子力安全委員会では環境モニタリングの評価結果、現在はこういう形で統合会見でご説明させていただいているわけですが、3月25日から4月24日までにつきましては原則毎日発表いたしまして原子力委員、それから関係の専門家で記者の皆さまにご説明しておりました。その速記録についても今後随時まとめたものからホームページにアップしていくという予定でございます。私からは以上です。

<プラント状況について>

○司会

続きまして各プラントの状況についての説明です。東京電力からです。

○東京電力

東京電力です。それではお手元に配布させていただいている資料に従ってご説明します。まず福島第一原子力発電所の状況ということでA4縦、裏表の1枚の資料からご確認ください。タービン建屋の地下のたまり水の処理ですが、こちらはセシウム吸着装置、それから第2セシウム吸着装置のキュリオン、サリーで現在、水処理の方、進めています。それぞれ20m³/h、40m³/hで合計60m³/hでの処理中です。トレンチ立坑、各建屋のたまり水の移送の状況は、午前中の会見で申し上げたとおり変化ありません。建屋トレンチ立坑の水位については会見終了時に新しいデータをお届けできればと考えています。裏面にまいりまして放射性物質のモニタリングの状況については先ほど申し上げたとおりです。使用済み燃料プールの冷却は1号機から4号機まで循環冷却を進めています。11時時点のプールの水温はこの表のとおりです。圧力容器への注水、圧力容器の温度、格納容器の圧力に関してもこちら記載のとおりです。それから

その他の工事ですが、建屋カバーの設置など本日の作業実績は後ほど最新データをお届け出来ればと思っています。なお、一番下のポツですが、本日13:45から15:17にかけて、クローラクレーンによりまず3号機原子炉建屋上部のダストサンプリングを実施しています。なお明日は同じくクローラクレーンによりまして1号機、あさって13日には2号機のブロウアウトパネルのところでのダストサンプリングを行う予定です。今月2回目のダストサンプリングになりますがこのデータを用いて原子炉建屋からどのくらい放射性物質が放出されているかの評価をしたいと思っています。皆さまのお手元には先日10月7日に行いました1号機の建屋内部でのダストサンプリングの様子の写真と測定結果を配布させていただきました。まず写真の方はこちらになりますがこの右側のところから棒が出ておりますがこちらの方建屋の3階のところから棒を伸ばしましてこの上の部分にダストサンプラーをぶら下げた形でサンプリングを行っています。したがって高さ的にほぼ原子炉建屋の4階のフロアとなります。なおこの開口部では途中オレンジ色の曲がった手すりが見えております。これは落下防止用の手すりが爆風によりまして変形した状況で写っております。それから測定結果でございますが、こちらはA4横の資料になりますが『福島第一1号機原子炉建屋上部における空气中放射性物質の核種分析の結果』ということで、機器ハッチ開口部の4階付近、それから大物搬入口という、2回に分けて測っておりますが、この左側、機器ハッチ開口部の4階付近では、セシウム134が 9.7×10 のマイナス4乗、セシウム137が 1.1×10 のマイナス3乗 Bq/cm^3 という状況で確認されております。こちらの方も、先ほど申し上げたとおり、この値、それから同時に測定されてます風量等合わせて、原子炉建屋からどれくらい放射性物質が出ているかという評価をしたいというふうに思っております。続きまして、発電所敷地内のモニタリングの状況をご報告させていただきます。まず最初に取水口の状況ですけれども、資料のタイトル申し上げますと『福島第一原子力発電所取水口付近で採取した海水中に含まれる放射性物質の核種分析の結果について』10月10日採取分でございます。ページをめくっていただきまして、1枚目の裏面から取水口付近でのサンプリング結果でございますが、経時変化を2枚目の裏面からグラフ化しておりますが、昨日上昇傾向でございました2号機、3号機、それから4号機に関しましては、一旦低下傾向に変化しております。引き続き毎日測定を行いまして、様子を観察していきたいというふうに思っております。続きましてサブドレン水の状況です。まずはじめにタービン建屋の状況です。資料のタイトル申し上げますと『福島第一原子力発電所タービン建屋付近のサブドレンからの放射性物質の検出について』10月10日採取分でございます。1枚目の裏面に1号機から6号機のサブドレン水、それから福島第一の構内の深井戸の結果ござ

います。測定は1号機2号機3号機で、それぞれセシウム134、137が検出されております。経時変化を2枚目以降グラフ化しておりますけれども、大きな上昇等見られておりませんので、タービン建屋の溜まり水が地下水側に漏出してないというふうに判断いたしております。続きまして、集中廃棄物処理施設周辺のサブドレン水の分析結果です。A4横の表の形式の資料でございます。こちら10月10日の採取分でございますが、セシウム134、137とも、こちらも通常の変動の範囲内というふうに考えておりますので、集中廃棄物処理施設に溜まっております高濃度汚染水が地下水側に漏出してないというふうに判断いたしております。東京電力からは以上でございます。

○司会

次に原子力安全・保安院からの説明となります。

○原子力安全・保安院

原子力安全保安院の森山でございます。前回ご質問いただきました点について、一点ご回答を申し上げます。ご質問の内容は、全身被ばく線量で、目と皮膚の等価線量を代用していいのかというご質問がございました。この件に関しましては、原子力発電所におきますガンマ線による被ばく的环境下では、かまわないという事になります。法令では、どうなってるかと申し上げますと、まず実効線量の外部被ばくによる実効線量は、1cm線量当量とすることという規定がございます。また等価線量のうち、皮膚の等価線量は70 μ m線量当量とすることとございます。それから目の水晶体の等価線量は1cm線量当量、又は70 μ m線量当量のうち適切な方とすることとなっております。それでガンマ線の場合には透過力が強いということがありまして、日本電気協会がまとめております指針、原子力発電所個人線量モニタリング指針というものがございすけども、こちらでは1cm線量当量と70 μ m線量当量はほぼ等しい、このため皮膚及び目の水晶体の等価線量は個人線量計から得られた1cm線量当量で評価することが出来るとなっております。すなわちガンマ線の場合には、目の水晶体の等価線量、あるいは皮膚の等価線量は外部被ばくによる実効線量で、その値を用いることが出来るとなっております。しかしながらベータ線の被ばくがある場合には、これを評価する必要がございまして、ベータ線の被ばくがある場合には、ガンマ線による評価、実効線量に加えてベータ線による評価、すなわち皮膚の場合にはベータ線による70 μ mの線量当量、目の場合も同様でございますけども、これを加えて管理をするということになりますので、ガンマ線だけの外部被ばく線量の場合には、そのまま代用しても構いませんけれども、ベータ線による被ばくがある場合には、これに加えてベータ線による線量当量

というものを加えて等価線量として管理をするということになります。私からの説明は以上でございます。

<質疑応答>

○司会

それでは、これから質疑に入らせていただきますが、その前に一つお願い事項がございます。質疑の進め方についてでございます。これまで多くの方から、なかなか手を挙げているんだけど指名されないという声をいただいております。そのため本日からでございますけれども、一度指名された方についての質問事項を3問とさせていただけないかというふうに思っております。3問といいましても、その後2回、3回手を挙げていただいて、また指名することもございます。また回答に対しまして、再質問をしていただくことも結構でございます。先ほど申しましたように、なかなか順番が回ってこないということのために、なるべく回転を速くして、早く質問の機会を持ってもらおうということのために、最初の質問を3つに限らせていただくという提案でございます。もちろんその目的、そもそものことから考えますと、従来からもお願いしておりますとおり、質疑事項につきましては出来るだけ簡潔にお願いをしたいというふうに思います。宜しいでしょうか。宜しければそれで進めさせていただきますと思います。はい、それではご協力の方、よろしくお願ひしたいと思ひます。それでは質問のある方挙手をお願いいたします。いらっしゃらないでしょうか。では後ろの男性の方。

○フリー 木野

Q：すみません、フリーの木野ですけれども。まず保安院森山さんに、今、目の水晶体の評価等について、ちょっとご説明いただいたんですが、ベータ被ばくが有る場合には、別に評価が必要ということなんですが、これまで東京電力は、先日の8月末でしたか、までベータの線量を計っていませんでしたが、その間約半年間はベータ被ばくはなかったという評価でよろしいでしょうか。それから保安院としてはそういうふうに評価をしてるのでしょうか。それとも別の形で何らかの評価が必要だと思っているのか、お願いできますでしょうか。取りあえずその1点お願いします。

A：（保安院）保安院でございます。これまでも例えば、以前水に足を浸けられた方がおられまして、その場合は局部被ばくをされておられます。こういったケースの場合にはベータ線による被ばく、皮膚の被ばくを、皮膚の等価線量に足しておられるというふうに承知しております。以上でございます。

Q：その分の評価というのは、今後どういうふうにされていくのでしょうか。それはどこが担当で、どういう形で進むことになるのでしょうか、その辺の被ばく量の評価は。

A：（保安院）保安院でございますけども、このベータ被ばくにつきましては、特に水処理が始まって以降、処理した水の中にベータ核種があると、ベータ線の場合には、透過力が小さいですから、近くに寄らなければ余り問題がないと思いますけども、特に水処理を始めて、特にRO膜の処理装置の近くで、実際に水を触られる作業があるとかいったことがございます。したがって、今、保安院も東京電力からそのベータ線の管理について、状況を今聞いて指導してるという状況でございます。現時点では、ベータ線の線量計といいますが、それも付けてそのベータ環境にある箇所には入っておられますので、一応ベータ線も含めた形での被ばく管理ということにはなされていると思いますけども、単に被ばくを計るということだけではなくて、そのベータ環境の場合に、例えば内部被ばくの問題も含めて、どういうふうにしきりと被ばく管理を行うかということは重要ですので、これは最近の実際の被ばくの状況を踏まえて、今、状況の確認をしているという段階でございます。以上でございます。

Q：分かりました、ごめんなさい。現状のことは分かるんですけども、これまで報告書等で外部被ばく、内部被ばくの人数を出されて、指示して出していますけれども、これは基本的に外部被ばくはガンマだけだと思うんですが、今後ベータであるとかに関してはそういった以前の評価というのは何らかの形で、まず出来るものなのか、それからもし出来ない場合は被ばくの評価というのは、どういう形でやっていけばいいのかというのを、ちょっと教えてください。

A：（保安院）保安院でございますが、過去の被ばくのことをおっしゃっておられるのかなと思いますけども、基本的にはもちろんよく精査する必要がありますけども、ベータ被ばくをする環境にあったかどうかということでございまして、基本的には水に近づかなければベータによる被ばくの可能性は大変低いと考えています。先ほど申し上げましたように、水処理が始まって特に低濃度のセシウムの濃度の低いところに近接するというような状況になって、ベータ被ばくというのが可能性としては発生しております、そういう観点からベータ線を計測する線量計を付けて入られていると。ただその線量計を

付けた場合の計画線量をどうするかとか、あるいは内部被ばくをした場合のホールボディカウンターの活用の仕方とかいうところでは、まだまだ工夫をしていかなければいけないというところがございますので、その内容については今検討、指導もしているという状況でございます。

Q：いや、ごめんなさい。今後のことではなくて、過去の評価をどうするかという質問なんですけれども。

○司会

東京電力から補足説明がございます。

Q：お願いします。

A：（東電）先ほど森山対策監の方からお話がありましたとおり、ベータ線の被ばくを考える必要があるのは水処理関係の仕事でございまして、現時点ではガンマ、ベータの両方の線量計を保持した上で作業を行っております。事故発生当初はそういった線量計が十分にございませんでしたので、こちらの方々に関しましてはベータ線の被ばくの可能性がある場合には、雰囲気の間線量ですとか、水の核種分析等の環境条件から評価を行うということになります。したがって、3月の下旬にタービン建屋の溜まり水に足をつけられてしまった作業員の方がいらっしゃいますけれども、その方は空間線量等の評価からベータ線の被ばく線量を評価いたしております。

Q：そうすると、基本的にはその3月に足をつけた人以外は、今はベータ線の評価はしていないということでしょうか。

A：（東電）基本的には少し確認させていただきますけれども、ベータ線が卓越しているような作業は当時は基本的に原子炉建屋の水周りの作業でございましたので、屋外の作業等では基本的にガンマ線が支配的な領域でございます。

Q：今後、ベータ線の被ばく量は評価するのでしょうか。

A：（東電）水周りの仕事に携わってる方々は、全てガンマベータの線量計を保持した作業をしておりますので、そちらの方はガンマとベータを足し算した形で、皮膚の被ばく線量ということになります。

Q：いや、ごめんなさい。過去の分、これまでの被ばくの。

A：（東電）過去の分につきましては、先ほど申し上げたとおり、水周りの仕事をしてベータ線の被ばくの可能性がある方々については、周辺環境線量等を評価した上で、ベータ線としての皮膚の被ばく線量を加算するということになります。

Q：それはもう評価を既に行っているのでしょうか。それともこれからする予定なんですか。どういう状況なのかちょっとご説明いただければ。

A：（東電）水に浸かった3人の方については明らかにベータ線の被ばくがありますので、こちらは評価が終わっております。それからその他、水周りのベータ線の被ばくをした方々がいらっしゃるかどうかについては確認させていただきます。

Q：分かりました。

○司会

他にご質問がある方。そちらの男性の方、前の女性の方、2人続けてお願いします。そちらの男性の方前から2番目ですね、と、こちら的女性の方。

○ファクタ 宮嶋

Q：月刊誌のファクタの宮嶋です。東電の松本さんに伺いたいんですけど、今現在の損害賠償請求はかなり1万件ぐらい戻ってきてると思うんですが、その中に除染にかかった実費ですとか、事業所などはかなり別の業者を呼んで除染したと思うんですけど、そういう請求するのは現段階でどれぐらい来てる、これ定性的なものでもいいんですけど、来てるのかどうかですね。それから現在、説明書ですか。手引書の中に除染についての実費請求を含めたりする分について、どの程度の記述をしているのか。面談した時に除染についてこれこれの請求はできますよというようなことを、東電のマニュアルの中でおっしゃっているのかどうか、それが2点目ですね。3点目はこの間の試算評価委員会から出て、損害賠償額には除染にかかるものについては基本的に含まれていないと理解しております。それと今度特別事業計画を作る時に、この除染の部分というのはある程度推計しませんと、企業体としてはなかなか特別事業計画が作りにくい、そういう状況が起こる可能性があるんじゃないかと思うんですが、これが3点目です。3点目については、要するに国の

側が要するに除染にかかる費用がどういう形で東京電力に請求されるお考えなのか、これは園田さんに伺いたいと思います。

A：（東電）損害賠償請求の項目の中には除染の費用は項目でございまして、ただし今請求等が参っておりますけれども、その各請求書の中で除染費用だけを足し算していくらになってるかというようなところはちょっとつかんでおりません。基本的には除染費用にも様々なものがあると思いますけれども、私どもで今マニュアル上入っておりますのは、一時立ち入りで避難されてる方がご自宅に戻られて帰ってくるというようなところに対しまして、一時立ち入りの費用といたしまして、1回あたり5千円という形で示させていただきます。それから、損害賠償の特別事業計画の中にこういった形で盛り込まれてるのかにつきましては、今のところまだ特別事業計画そのものを立案している段階でございますので、現時点ではまだ内容としては確定しておりません。

A：（園田政務官）私から、政府の考え方として、まだ実はご案内のとおり二次補正が施行されている段階でございまして、今後本格的な除染に関わるものについては三次補正という形になってまいります。したがって、まず国の責任でこの除染費用を検討、それから各自治体にかかる部分に関しましては、国が責任を持ってしっかりと行っていくという形を取らせていただいているところでございます。その後については、まだ環境省とそれから経済産業省とで検討がされているというふうには聞いておりますけれども、現段階で何か方向性が決まったということの報告は受けていないというのが今の現状でございます。

Q：すいません、園田さんに追加で1つだけ聞きますが、今回の除染で福島市ですか、郡山市、特に福島市はホットスポットに指定はしないようですが、逆に市全体について丸ごと除染をするというような方向だと聞いております。それとこの人たちが公共的な施設だったら市がやるんでしょうけど、自宅ですとか屋根ですとか、いろんなことが始まりますと、結局やっぱり除染の実費負担ということが膨大な量で発生してくると思われまして。それで福島市の損害賠償請求、これは除染プロジェクトの中にあるのは、市は個人事業所、団体が行う除染活動の経費について、東京電力の損害賠償の対象となるよう国に強く働きかけるというようなことをおっしゃってるんですけど、このところがないと恐らく福島市も郡山市もなかなか公共施設以外は除染が進まないんだと私は思うんですね。実際のところ1 μ Sv を超えるようなレベルの

所はたくさんあるわけなんですけど、要するに国がどういう形で今後東京電力に請求していくのか、要するに国と東京電力の費用負担というのは、どういうふうにこれから考えていったらいいのか、東京電力が無理な部分は国が全部費用負担するというふうにいうのか、その辺のところはどうお考えなんでしょうか。今後発生する財政というんですかね、財政負担とその請求のところをどうお考えになってるのか伺いたいんですけど。

A：（園田政務官）そうですね、先ほども申しあげましたけれども、その後についてはまだ政府として方針が決定しているわけございません。今まさしくこれから除染、各自治体が行っていただくその除染に対する言わば積算をさせていただいて、これから三次補正についてはまだ国会に提出はしておりませんが、決定され次第速やかに国会には提出をしていきたいというふうには思っております。したがって、今後の除染の各自治体が行う、あるいは県に基金を創設をするという形も今後取らせていただくつもりでございますので、費用についてはそこから捻出をしていただくという形になるかと思っております。したがって、自治体が何か後のことまでご心配をされることはないというふうに思っておりますので、当面は国が責任を持ってその財政的な支援、あるいは技術的な支援というものはしっかりとやって行こうということの方針は決めさせていただいておりますので、まずはそのことを国として実行させていただきたいというふうに思っておりますのでございます。

○司会
では。

○フリー 柳原

Q：フリーの柳原と申します。原発作業員の方が、3人目の方がお亡くなりになられたということで、その件について質問させていただきます。まずこの方、5日に調子が悪くなって6日にお亡くなりになられたということで、この方は司法解剖が行われたのでしょうか。もし行われていない場合、ご遺族に対して承諾解剖もしくは行政解剖というような方法で死因究明をする手立てがありますよというようなことをご説明になったかどうか教えてください。それから、もし解剖されていない場合、死体検案書に書かれた死因の種類は何だったのか、差し支えなければ教えてください。また、この死体検案書を書かれた機関、病院なのか検案員なのか、そのあたりも差し支えなければ教えてください。それから新聞報道によりますと、この6日の報道で東京電力の方で被ばく線量は小さく、死亡との因果関係はない、過重労働にもあたら

ないというふうとしているという新聞の記事を拝見しました。これは5日に調子が悪くなって6日に亡くなって、既に6日の8時頃の記事でそのことがコメントされてるわけですが、当日亡くなった方の死因が死亡との因果関係はないですとか過重労働にあたらぬという評価、これがなぜ当日にできるのか、私も取材して諸外国では死因を究明するのにこんなに早く結果を導き出すということはまずありえないというふうに聞いております。しかも、こういうふうに国民が注目している事案で、またこの作業員が3人も短期間のうちに亡くなっているというのは非常に重大なことだと思うのですが、そのあたりなぜ当日にこういう評価ができたのか、そのあたりをこの3つの点についてお伺いしたいと思います。お願いします。

A：（東電）東京電力からお答えさせていただきますけれども、解剖が行われたかどうかについては、私どもとしては司法解剖が行われたかどうかについては承知しておりません。お答えできる立場ではございませんので、そちらの方はご遺族の意向等があるのではないかとこのように思います。それから死因につきましては、私どもに関しましては元請け企業から報告は受けておりますけれども、個人のプライバシーの保護の観点から現時点では回答を差し控えさせていただきたいというふうに思っております。それから私どもは今回の連絡を受けました際に、当該の作業員の方の被ばく線量に関しましてはデータが手元にありましたので、3ヶ月間で2.02mSvということは把握できております。それから勤務の状況につきましても、8月8日から働き始めておまして、1日3時間、それから実作業労働としては46日間でございますので、こういった点から見ると過重労働、それから被ばくによる原因ではないというふうに推定しております。こちらに関しましてはどれだけ早いかにということにございますけれども、これは私どもが作業の実態それから被ばく線量の結果から見て、今回の作業との因果関係はないだろうというふうに判断したものでございます。

Q：司法解剖されていないかどうかというのを把握していないというのは全くご存知ないということですか、それとも知ってるけれども発表できないということですか。

A：（東電）少なくとも把握しておりませんので、そちらの方はもしかしたら警察それから病院等で判断されるのではないかとこのように思います。

Q：しかし、作業員の方は朝の朝礼時に体調不良を訴えられたわけですよね。

それで病院に運ばれてると思うんですが、その作業員が病院で翌朝亡くなって、その作業員の方が大学の法医学教室に運ばれたかどうか、もしくは病院で病理解剖なりもしくは警察が来て捜査をする、そういうことになったら当然東京電力さんの方にも調べが入るんじゃないでしょうか。

A：（東電）いや、私どもは発注者でございますけれども、雇用関係は直接ございませんので、そういった方が発生したということは元請けの企業さんから報告を受けておりますけれども、私どもが何か司法解剖すべきですとか、何か調査をしなきゃいけないということを、私どもの方から何か指示することはございません。

Q：もちろん司法解剖は令状を取って警察もしくは検察の方が判断するわけですから、東京電力さんが司法解剖を指示するとか、そのことはありえないと思います。ただその作業員の方が司法解剖されたかどうかとか、承諾解剖を受けたかどうか、病理解剖を受けたかどうかという情報ぐらいは東京電力さんが把握されても不自然ではないのではないかと思います。

A：（東電）そういう質問でございますと、私どもはこの時点では承知してないということでございます。

Q：ということは、死体検案書というものもご覧になっていないということですね。

A：（東電）少なくとも私どもは元請けの企業さんからこういった原因だというふうなことは聞いておりますけれども、死体検案書なるものを私どもが持つてゐることはございません。

Q：死体検案書の死因の書類も見ずに、死亡と被ばくとかの因果関係はないとか、過重労働にあたらぬとか、極端な話で言えばどういう作業場か分かりませんけれども、食中毒かもしれないし、そういうこともあり得るわけですよ。でも死体検案書も見ないで死亡との因果関係はないと言い切ってしまうていいんでしょうか。

A：（東電）検案書は見ておりませんが、死因となつてゐる病名等についてはお伺いしましたので、それといわゆる過重労働それから被ばくとの因果関係はないものというふうには私どもとして推定させていただきました。

Q：ということは、死因は聞かれたということですね。その死因の種類というのは発表はしていただけないのでしょうか。

A：（東電）私どもは知っておりますけれども、個人のプライバシーの問題がございますので私どもから公表は差し控えさせていただきたいと思っております。

Q：プライバシーというのはやっぱりこういうふうな大きなことが起こっているの、非常に今作業をしてらっしゃる方々も大変な不安の中にいらっしゃると思うんですね。そのあたりもやはり別にその方の実名を報道してくれということではなくて、どういう死因だったのか、それからまたそういうことを即日発表するということは、やはり諸外国のレベルから見てそういうことを発表してしまうというのは非常に危険ではないかなというふうに私は印象を持ちましたので質問させていただきました。

A：（東電）危険かどうかという判断は私どもはできませんけれども、こういった事実があったということに関しましては速やかに公表させていただいたつもりです。なお、亡くなった原因等につきましては繰り返しになりますが個人のプライバシーの問題がございますので、私どもから公表することは差し控えさせていただきたいと思っております。

○司会

他にご質問のある方。後ろの女性の方、他にはいらっしゃいませんか。それと後ろのマスクをつけてる男性の方、続けてお願いします。そちらの男性の方。どうぞ。

○ロイター通信 久保田

Q：ロイター通信の久保田と申します。東京電力の方にお伺いしたいんですけども、先ほど損害賠償の請求に関してのお話もあったんですが、その賠償請求のプロセスやその信頼性に関してちょっとご見解をお伺いしたかったんですけども、以前からその書類の複雑さというような問題も指摘されてますけれども、被災者の方の話を聞くと、それも含めてさらに説明会に行ったり、あるいは窓口など相談を聞いたときに、そこに誠意が感じられないというような発言を耳にしています。また説明会に説明にいらっしゃっている東京電力の方、いろんな質問に答えられなかったり、あるいはそこを解決する

ような権限がないという事、被災者の方は問題ではないかというふうにおっしゃっています。そういった問題点を解決するために、例えば説明する方を増やしたり、あるいはパンフレットをもっと簡易化したものを発行しているんだと思うんですけれども、どうやらそういった説明をする方の数を増やしたりするような事だけでは、こういった不信感を解決するような効果がないように見受けられるんですけれども。今後、こういったプロセスどのようにして信頼を回復していくようにお考えでしょうか。

あともう一点なんです、今が賠償請求のプロセスに関しての質問だったんですけれども、裁判に関してもお伺いしたいと思います。賠償を求めて現在東京電力を訴えられているのか。そういった訴訟はあるのか。もしあるとしたら何件くらいそういったものがあるのか。もし、分かれば教えてください。お願いします。

A：(東電) まず、賠償のプロセスでございますが。こちらは本日先ほどになりますが、3時からプレス発表させていただきましたけれども、賠償の手続きが複雑あるいは分厚くなって読みづらいというお話は多くの方々からいただいておりますので、簡易版と言いますか、その概説書を配布させていただいて、チェックシートのような形になっておりますので、そういった形で出来るだけ皆さまのご負担を小さくしたいというふうを考えております。また説明会ですとか、電話等の応答に関しましても、引き続きご丁寧に対応させていただきたいというふうを考えておりますし、回答出来なかったという部分につきましても、情報共有をいたしまして適切に回答出来るように努力したいというふうを考えております。それから、訴訟の案件でございますが、こちらは先日も同じような質問がございましたけれども、私どもとしては約10件程度の現在訴訟がございます。

○司会

次の方。うしろのマスクの方。

○NPJ 日隅

Q：NPJの日隅です。一つは、100mSv以下の放射線量における健康に与える影響についての情報なんですけれども。朝日新聞の方の10月10日の社説において、100mSv以下については健康に被害がないんだという趣旨のものがまた出ているという状況があり、それから福島県の広報なんですけれども、10月号にもですね、100mSv以下が懸念されるんだ、それ以上では懸念されないんだという趣旨の事が出ております。タイトルは「ゆめだより」という

タイトルなんですけれども、出てまして。さらに現地です、説明されている原子力災害現地対策本部の佐藤暁室長という方が、先日です、現地での報告を100mSv以下の場合にはなんらの影響がないんだという事についてです、説明をされているという状況があります。こういうふうには、せつかく安全委員会の方で、100mSv以下においても危険性があるんだという事を広報されても、このような情報が独り歩きしているのが現実でして、これについて私は何度も9月の頭くらいから政府として何らかの措置を取らなければ、こういう情報がいつまでも出歩くんではないんですかという事を言い続けて来たんですけれども、それについて何か対応を取られることを決められたかどうかというのが、まず一点です。もう一点は、これも安全委員会の方で、いわゆるしきい値なしで放射線の防護についてはやるべきだという事は何度も力強く発言をされておりまして、ただ実際に政府の方でこの半年以上経った時期に、何かしらの放射線防護についてICRPの求めている、しきい値のない形での必要とされる放射線防護です、地元の人に情報提供し、あるいは地元の人を参加して、あるいは損害についてきちんと算定をしてデメリット、メリットをきちんと考えた上での放射線防護というその手続きが今まであるんですかという事をちょっと前に聞いたんですけれども。これについて調べられた結果どうでしょうか。何かこれまで、そういう手続きをきちんとされてるのかどうか。もしされてないとするならば、されてない理由を教えてくださいということです。最後に、三点目は西山さんについてなんですけれども、保安院なんです。西山さんの広報官としての抜擢については不自然じゃないかというような、中村さんとの関連で、前ちょっと聞いたんですけれども。事実だけ教えてくださいなんです、西山さんが保安院の担当に辞令を受けたのは何月何日のいつなんです。その三点です。以上です。

○司会

最初の二点は園田政務官ですか。

A：（園田政務官）まず、いくつか正確な報道も含めてです、私どもの政府の広報というものがまだまだ不十分ではないかというふうには受け止めさせていただきました。ご指摘はいつもお受けをさせていただいておりまして、私もいろんなところでしっかりと広報はしていく必要があると考えておりますので、その点については今後もしっかりと行っていきたいというふうには考えております。二点目の放射線防護においては、先般も支援チームからもお答えをさせていただいているとは思ってはおりましたけれども、まだ

そのお答えが不十分であったならば、もう一度ちょっと確認をさせていただきたいと思います。ご指摘はしっかりと受け止めさせていただいて、当然ながら放射線防護におけるですね、地元の皆さま方も含めて説明会と言いますか、そういった必要性は十分私どもも受け止めさせていただいておりますので。今後もそこに方向性にそった形でしっかりと行っていきたいというふうには考えております。

A：（保安院）保安院でございますけれども、西山の発令日につきましては確認してお答えをさせていただきます。もし、分かればこの会見中に確認してお答えいたします。以上でございます。

Q：すいません。二つ目の質問に関連するんですけれども、安全委員会としては政府がこれまでやってきた放射線防護の手続き等について、ICRP が言っている手続きに基づいて行われているものがあるというふうに認識されているんでしょうか。もし、あると認識されているのであれば、それはどのようなケースがそれにあたるのか。もし、まだそういうものについて認識をされていないのであれば、それは安全委員会としても ICRP の勧告に基づいた防護をするべきだというふうに文書でも出されているわけですから、一度政府の方にそれに基づいた防護がきちんとされているのかどうかという調査をなすべきだと思うんですけど、いかがでしょうか。 以上です。

A：（原安委）安全委員会ですけれども、これまでについて言いますと、例えば、計画的避難区域というものを導入する際に、実際に具体的な自治体名を決めたのは4月22日だったと思いますけれども、それ以前に当時の福山官房副長官、それから平野内閣府副大臣などが地元へ伺って、町村長またそれだけではなくて住民もいるような場でやり取りをされたような場面があったと思います。そういったところで、例えば、どうしても重要な事業場については計画的避難区域の中でも操業する事は出来ないかというご要望があつて、それについては放射線防護上の一定の要件を満たせば出来るというふうにしたというような例があつたと承知しております。したがって、ある程度そういった形での住民の皆さんの参加というのは行われてはきていると思います。しかしながら今後、避難されていた方が戻るというような状況では、戻る先の線量がどれくらいで、それがどれくらいリスクを持っていると考えられるのか。またその戻る事によるメリットというのを地元の人達がどのように受け止めておられるのか。 またその線量はこういったふうにして下げているのか。そういった事についてやはりきちんとしたやり取りという

のが行われる必要があるかと思います。この問題については日隅さんからも何度かご質問があって、対策本部の方でも具体的なこれまでの経過などを調べてみると言ってますので当面はそれを待つ事にしたいと思います。

Q：ありがとうございます。ただ計画的避難区域を決める際のやり取りというのは多分今さっき私が聞いたように、100mSv 以下は安全ですよみたいな情報がその地域住民に今現在でもされているような中で、当時どういう事がされたのかというのは押して測るべきだと思うんです。あの時行われた事が ICRP に基づいているもので妥当なんだと言われてしまうと、じゃあせっかく加藤さんがその後で言われたこれからについては、こういう事が必要だと言われたことが実行されないと思いますので、その辺はむしろこれがそれに当たるというよりも、この部分ではこれがたらなかったんだという事を安全委員会としては是非チェックをして頂いて、今後のそういう検討に生かして頂きたいと思うんですけども、そういう事はしていただけないでしょうか。

A：（原安委）そこはまずはやはり一義的には対策本部の方でお考え頂きたいと思います。安全委員会としては今は指針の見直し、これが最重要でそれにプライオリティを置いて力を注ぎ込んでいるところであります。

Q：分かりました。そうすると先ほど計画的避難区域を決める際にこういうやり取りがあったと言われたんですけども、それが ICRP の勧告に基づくものであったというふうに考えているわけではないということでもいいですか。つまりそれはどうであったかという分からないということでもいいですか。

A：（原安委）どういう意識でもって行われたかというのは私は存じ上げません。それから ICRP の勧告で言っている事が 100 パーセント行われたかという決してそうではないというふうに思っております。

Q：ありがとうございます。

○司会

はい他にご質問のある方。前の男性の方、他には。まだ一度も当たっていない方いらっしゃいませんか。ではお二人、それと後ろの席で手を挙げている方、一番後ろの席です。三人続けてお願いします。一人目二人目で三人目です。

○日本インターネット新聞社 田中

Q：日本インターネット新聞社の田中龍作と申します。園田政務官にお伺いします。作業員の死亡の件についてですが、司法解剖をしていないという事ですが実は私警察官に随分知り合いがいて、中でも検視官死体を見る人ですね。検視官から聞いた話なんですけれども、警察というのはちょっと不自然な点があったら腹上死でも腹上死したかもしれないけどそれでも検視に行くんですよ。これ原発の作業現場で働いていた人が亡くなったといえれば行くのが常識なんですよね、どうなんですか。 どうつかんでるんですか、警察庁を所管する政府としてはどうつかんでいるんでしょうか。

○司会

ご質問はその一つですね。

Q：それ一つだけです。

A：（園田政務官）申し訳ございません。私は担当ではありませんので大変恐縮でございますけれども警察にお伺いをして頂ければと思います。

Q：何をとぼけたこと言ってるんですか。これ東電の事故を原発事故を巡る問題ですよ、担当してないなんてどうして言えるんですか。僕ら警察に聞けるはずないじゃないですか、警察庁の記者会見にフリーが出れないんですよ。それはいいですけど原発事故に関わる事ですからそれをちゃんと情報を収集するのが政務官として原発事故対応の政務官としての役目じゃないんですか。私の所管じゃないなんてあまりにも無責任じゃないでしょうか。

A：（園田政務官）今警察の話しをされたので。

Q：警察。警察です。

A：（園田政務官）警察の話しをされたのでそれは私の所管ではありません。警察としてお答えはできませんという意味で所管外でありますというふうにお答えいたしました。原発事故の観点から申し上げますと当然ながら私どもは作業員の方々も含めて作業の安全性を何度も東京電力に対しましては求めさせて頂いているところがございますので、それに則ってきちっと対応はして頂きたいというふうに思っております。

Q：園田政務官司法解剖の有無は知ってるんですか。司法会報の有無はどうなんでしょうか。園田政務官ご存知なんですか、やったのかやってないのか。

A：（園田政務官）私は存じ上げていません。

Q：それは職務怠慢ではございませんか。だって原発で働いていた人が作業員が、これはもしかしてですよ、被ばく量が多すぎて亡くなったのかもしれないじゃないですか。それは体調かも分かりませんよ、それをはっきりさせるのが原発事故対応の政治家の役割じゃないんでしょうか。

A：（園田政務官）政治家という観点ではございませんけども当然ながらこの原発事故収束にかかる担当の政務官としては全体を今見越させて頂いておまして、様々な部署からいろんな情報を私の所に上げて頂いております。その中でこの作業員に関しましてはまだ東京電力で調整をして頂いているという事でございますので、まだ私の所には何らその事に関しての件は上がってきておりません。

Q：司法解剖するかしないかというのは警察の問題ですよ、つまり警察庁の問題ですよ。だから政府が所管するのは当たり前じゃないですか、つまりあなたは知らないわけですね。

A：（園田政務官）はい現時点では私は知りえておりません。

Q：じゃあこれから調べるんですか、これから調べるんですかどうなんでしょうか。

A：（園田政務官）私が調べるというよりも対応は。

Q：警察に、じゃあ園田政務官は情報収集に努めるんでしょうか、どうなんでしょうか。司法解剖したかしないかの。

A：（園田政務官）当然ながら原発事故に関わるもので私が当然全体を見越しているところもございまして、その点については必要な情報はきちっとやっていかなければならないというふうに考えております。

Q：これ今ね語るに落ちたか由々しき事をあなた言いましたよ。つまり司法解剖するかしないかは東電さんに調整させてもらっているとあなた言いましたね。司法解剖するかどうかについては、司法解剖巡っては東電に調整してもらってるって園田さん今おっしゃいましたよ。そう言いましたよ、これ録画残ってますよ、これ大変な問題ですよ。これ司法解剖するしないというのは警察が決める事ですよ。さっき言ったみたいに不自然な死亡の仕方があってはつまり病院で自然に死なない限り、これ警察がするんですよ。つまり勘ぐるならば東電に50何人も30何人も警察から天下りが行ってるからそうじゃないかって普通は勘ぐりたくなるんですよ。いずれにしろ国民の疑念はこれで深まるばかりです。政治家としてこれは明らかにすべきじゃないんでしょうか、どうなんですかそれは。

A：（園田政務官）大変恐縮でございますが、解剖をするかしないかを私言及をさせて頂いてるわけではございませんので、司法解剖ですね、対応を東電がやって頂いているという事でございます。したがってそれを調整をして頂いている訳でその辺ときちっと東電の中で下請企業という事でございますけれども、その辺の調整はしっかりと行って頂きたいと思っております。

Q：対応ってなんですか、何の対応ですか。

A：（園田政務官）このお亡くなりになられた方に関しての対応を東京電力の中でやって頂いているという事でございます。

Q：司法解剖するしないは警察が決めるんですよ、司法解剖するしないは。どうしてそこで東電が出てくるんですか。

A：（園田政務官）したがって今この場では大変恐縮でございますけれどもそれは警察の判断が一方ではあるのかもしれませんが、私どもとしては今統合対策室として会見をさせて頂いている中で言わば東京電力が対応をして頂いているというふうに申し上げていたわけでございます。

Q：要するに園田さんは警察庁から情報が入っていないってことですね。

A：（園田政務官）警察のことは警察でございますので、私がおの中に知り得るものということではありません。

Q：分かりました。堂々巡りになるからやめておきます。とにかく情報収集していないことだけ分かりました。

○ジャーナリスト 寺澤

Q：ジャーナリストの寺澤有ですけど、前回の記者会見ですとこの3人目の今問題になっている作業員、死亡した作業員に関してなんですが、園田さんは死因は知っているって言ってましたよね。知ってますよね、死因は知っているって答えましたよね、前回ね。

A：（園田政務官）東京電力からこの会見の中でお伺いをしました。

Q：東京電力だってこの会見の中で死因は言ってないでしょ、3人目だもん。

A：（園田政務官）そうでしたっけ。ちょっと失礼しました。ちょっと私が勘違いしていたのかも知れませんが。死因についてはお答えできないということでございますので、私が知り得ていることではないと思っています。

Q：じゃあそうすると、園田さんはこの会見じゃなくって、この会見の裏側で東京電力から死因は聞いているけれども、この会見の場では東京電力が死因については答えられないって言っているのは今分かっているわけですよね。

A：（園田政務官）そのように発表をさせていただいております。

Q：はい。それでそのことについて聞くんですけども、3人目の方の死因を公表しなくて、これで良いと政府としてはそういうお考えなのか。その場合そうなるとなんでお一人目の方と二人目の方は死因は発表したのか。その矛盾はどうなるのかってことをどう説明せれるんですかね。

○司会

質問は以上で終わりですか。

Q：あとちょっともう一つありますけど園田さんに、あと東電に一つあります。

○司会

できたらまとめて言うておいていただけませんか。あのちょっと遅れていらっしやたんで、最初に申し上げたんですけど一人3問でお願いします。

Q：いやいや、遅れてって。私一番最初に来ているんだけど、もう一つの質問は一番最初に来てですね、先週金曜日に園田さんと我々フリーランス 12 人で協議しましたですよね。1 時間の予定が 1 時間 30 分になって最初はかなり陰悪な雰囲気でしたけれども、最終的には我々の方でフリーランスの方で何かそういった政府の側と色々な協議するような会、連絡会みたいなもの作ってもらってそことまた協議を続けたいという合意ができたと思うんですけども、それで我々の方ではこの連休中にですね、ここに今現在取材で出席できるフリーランスのかなりの部分の 20 人程度の構成員でですね実際、連絡会を作りました。それで現実にはですねこれ今再三問題になってますけど記者クラブメディアの人は全員この記者会見に出たいという人は全員出ているにもかかわらず、フリーランスだけは 2 桁排除されているという由々き事態は早く解決しなければならないので、我々の方では 20 人からの連絡会っていうのを設立して、ここに文書も用意してありまして今日それを資料として報告と資料として配ろうとしたところ、園田さんの指示を受けたとする東電社員に無理やり排除されて仕方ないから東電の入り口で私文章を配布していてそれで遅れたんですね。私ここに最初に 3 時過ぎから来ているんですから、まあそういう事情ですよ。まあそれはいいとしてとにかく私が言いたいのは経緯はおいといて、いずれにしてもこちらの方でフリーランスのかなりの部分でそういった連絡会を設立しました。文書さっきみました、見ましたよね。だからそれ実際やったので約束守って早急に協議してもらって現実に今排除されている 2 桁の人たちを入れるような方向で我々は協議したいと思っています。あと園田さんの方からも協議の時にですねご提案あったと思いますけど、そういったことに関しても協議したいと思っているので早急に再協議する場を作って欲しいんですがどうですかっていうのが 2 番目の質問です。ちょっと東電は別なので一つしかないんで後にします、園田さん終わってから。

○司会

出来ればやっちゃっていただけますか。そうじゃない場合は一回目の人が終わった後に二回目になりますけど。

Q：ここで東電に全然関係ない質問聞くんですか。

○司会

結構です。

Q：ああそうなんですか、そのルールは今日からなったんすか。したら東京電力に聞くんですけど、東京電力はこれ今福島第一原発事故の影響で避難している人たちいますよね、避難している人たちが今仮設扱いの住宅だとかにお住まいですけども、この方たちの電気代ってどういうふうになっているんですかね。東京電力管内に仮設住宅がある人達から普通に取っているとか、なんか減免措置があるとか、そういうところを聞きたいんですけどね。

A：（園田政務官）はい、あのまず私から作業員の亡くなられた件であります。これに関しましては先ほどもちょっとお答えをさせていただきましたけれど、東京電力で今対応をしていただいているということでございます。その結果というものを私どもとしては待ちたいと考えております。また先ほども別の方へのお答えがありましたけど、ご遺族の方のご意向も踏まえて様々なそこに携わっている企業の話もあり、またその方自身のプライバシーという点もありますのでその辺について対応を今していただいていると理解しておるところでございます。それから2点目のフリーの皆さま方、登録していただいているフリーの皆さま方とこの間懇談を持たせて頂きました。その最後で当然次回もそういった懇談の場を設けたいとそのことはお約束しますと申し上げた、そのことに関しては当然私ども履行をしてまいりたいと考えております。

Q：すいません。ちょっと1問目なんですけど私聞いたのは、現状ですよこれ3人目の作業員の方がお亡くなりになられてもう何日もたってますけど、一、二例目に比べて一、二例目はすぐに死因が発表されたと思うんですが、今三例目は数日たってもまだ現状は発表されないで東京電力の対応待ちとかって言っているんですが、これ政府はそれでいいのかっていうのを聞いているんですよ。一、二例目の時は速やかに発表しましたよね。三例目はなんか東電の対応待っているとかって未だにどういう原因で亡くなったのかも分からない状況、おかしい状況続いているんですけど、それで政府はいいとしているのかってことを聞いているんですよ。一、二例目と違う対応なんですけど。

A：（園田政務官）はい。政府としてはそれで待ちたいというので、今東京電力で対応していただいているということで認識をしております。

Q：ですからそれさっきの質問ですけど、なんで一、二例目と三例目に違いが出てくるんですか。それを教えて下さいって言っているんですけど。

A：（東電）東京電力からお答えさせていただきますけれども、三例が三例とも個々の事情がございまして発表できるケースと発表できないケースがあったということです。

Q：まあいいです。東電さっきの質問答えてもらえますか。

A：（東電）はい。電気代の減免措置に関しましてはちょっと確認させて下さい。

Q：確認っていついうんですか。あんたいつも確認ってだから私が言っているのは監視カメラでモニターしている人を呼べて言っているの。あんた答える権限ないから毎回そうやって私の質問に。

A：（東電）正確に答えたいと思っておりますので確認させていただきたいと思えます。

Q：終わったらもう一回しますね、質問。

○ニコニコ動画 七尾

Q：ニコニコ動画の七尾です。よろしくお願ひします。航空機モニタリングにつきまして文科省の伊藤さんに2問。その回答によってですね園田さんに1問質問させていただきます。伊藤さんにですがまず、第一点としてですね航空機モニタリング調査に関してですが関東圏も公表されてきまして、危機感を持って見ている方が少なくないようです。また一連の公表で新たに関心を持ち始めた方も多いようですので、以前説明も質問もあったと思ひますが確認させて下さい。1問目としまして今回の航空機モニタリング調査の対象範囲が1都21県に限定されている理由につきまして、環境放射能水準調査に基づいて決定されたと承知しておりますが改めて詳しく教えていただけますでしょうか。2つ目といたしまして、こうした調査は継続して調査する必要があるものなのか、必要がないものなのか教えて下さい。以上2点です。

A：（文科省）文部科学省でございます。航空機モニタリングについては今お話のあったとおり1都21県ということで現在のところは予定してございます。その後については特段まだ決めてございません。それから1都21県にした理由については今ちょっと私自身承知しておりませんので、また改めて確認をさせていただければと思ひます。したがって、繰り返しになりますけど、継続の要否についてはその結果を踏まえて、例えば福島県であればです

ね、時期を変えて行うということが既に議論されておるわけでございますけれども、その他の地域については今後検討させていただきたいと思っております。所要の予算とかも措置する必要もございまして、今この時点で申し上げるのはちょっとご容赦いただければと思っております。

Q：継続調査はいいとしましても、1都21県に限定されている理由ってというのは今お答えはいただけないんですか。

A：（文科省）すいません、私自身が決めたときの経緯を承知してございませぬので、確認させていただいて次回にでもお答えさせていただければと思っておりますが。

Q：分かりました。ちょっとびっくりしたんですけど。それではですね、園田さんにすいません、三つ目です。今に関連してなんですけれども、政府はですね、よく風評被害とおっしゃるんですけども、そういった意味ではですね、今回の航空機モニタリングにつきましては青森から岐阜までの間の22自治体になるんですが、せめて北海道はやるべきではないかという声を良く聞くんです。また今回と対象となっていない地域の方もですね、これ恐らくですけども自分の所も調査して結果が発表されるんだらうなと思っております。風評被害と言うならば科学的判断とは別にですね、政治的判断で日本全国で一律で全て調べるべきではないかという考え方もあると思うんですが、この点はいかがでしょうか。

A：（園田政務官）言うならば、前倒しでですね、これも航空機モニタリングという形でそれを急いでやるようにという当時の細野補佐官もリーダーシップも取られて、今日まで来ているというのが実態であろうというふうに考えております。そういった意味では先ほど文科省からもお答えはありましたけれども、必要という形になってくればですね、当然ながらその県は行くことになってくるのではないかというふうに思います。その際、言わば当初はですね、航空機1機しかございませぬでしたので、なかなかそれがすぐに他の地域もという形には出来てはなかったんですけども、今般から4機体制ということでもありますので、そのスピードも上がってきているというふうには私は理解をいたしております。したがって、今後その体制の中でどういう形でやっていけるのかということは今後の検討になっていくだろうというふうに思います。

Q：すいません、園田政務官としてはですね、1都21県に限定している理由というのはご存知ですか。

A：（園田政務官）なぜここにいうよりは、福島的第一原子力発電所から順々にエリアを広げていってるといふふうにご理解をいただければというふうに思います。

Q：文科省に事務の方に聞いたところによりますとですね、いわゆる水準調査によって決めたというそういう回答だったんですが、皆さんやはり文科省の担当の伊藤さんもお存じないということと言いますとですね、我々国民ですね、当然その理由っていうのはよく分かっていないってことなので、これはですね、きちんと合理的な説明の一方ですね、やはり日本全国でやるべきだという考えが多いようですので、これ改めてですね、それとは別に検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

A：（文科省）すいません、文部科学省の方からちょっと補足させていただきますと、決めた時の正確な経緯を私自身が存じ上げなかったのを確認させていただきますというふうに申し上げました。3月の事故以来、各都道府県におけるモニタリングポストにおける空間線量の値、それから定時降下物というようなダストに含まれる放射性物質の量について、継続的に測定してまいりました。したがって、どの範囲まで今回の事故によって放射性物質の飛散拡散が行われたかについての一定のその推測は出来ているところでございます。それが、1都21なのか22なのか、その具体的なそのしきい値と申しますか、どういうレベルでですね、それをきったのかについては確認させていただきたいと思っております。

Q：ありがとうございます。それとですね、その確認の報告も待ちたいところですけど、その結果をきちんと文科省のサイト上にですね、科学的、合理的理由を掲載していただきたいんですけど。これもお願いできますでしょうか、検討で。

A：（文科省）検討させていただければと思います。

Q：じゃあ次回以降で、ありがとうございます。

○司会

他にご質問のある方。

A：（保安院）いいですか、保安院でございますけれども、先ほど日隅さんの方から、保安院ニシヤマの発令日のご質問ありました。今、確認いたしまして保安院へ発令が出たのは3月の12日、事故の翌日ですね。3月12日でございます。以上でございます。

○司会

ご質問ある方、よろしくお願ひします。後ろの女性の方とそちら側の方まだだったですね、続けてお願ひします。

○NPJ吉本興業 おしどり

Q：NPJ吉本興業のおしどりでです。よろしくお願ひいたします。3本ということで。まず、東京電力の松本さんに、福島県の浪江町のエム牧場の吉沢さんとおっしゃる方が、数日前に東京電力に対して原発事故由来で避難をしている者に関しては仮設住宅などの電気代を免除してもらえないかという要望をしました。その時に東京電力側の対応として、その他にも数件同じ依頼をいただいているので検討するということでした。ですので何件くらいこのような依頼が届いているか、そして検討して回答ということですが、いつ頃の回答になるのか教えてください。

そして、文科省の伊藤審議官によろしくお願ひいたします。平成10年の6月の放射線審議会 ICRP の1990年の勧告を取り入れる審議会ですが、その取り入れに当たっての基本的な考え方というところに、緊急時作業について目の水晶体又は皮膚の等価線量が制限因子になるこちも考えられるという一文があるのですが、これは具体的にどのような事例かご説明ください。よろしくお願ひいたします。そして、園田政務官にお願ひいたします。司法解剖はなされないという事ですが、数ヶ月以内に同じ敷地内で3人犯罪性のない異状死が続いたという事で、行政解剖を警察庁の方に指示はされないのでしょうか。これは前回、私同じような質問をさせていただいたんですけれども、ちなみに行政解剖とは児童虐待などの加害者側が隠ぺいを図る場合、そして社会的要請がある場合、行政解剖がなされます。今回、この二つの要因いずれも両方とも当てはまると思うんですけれども、行政解剖の指示はなされないのでしょうか。どうぞよろしくお願ひいたします。

A：（東電）東京電力でございますが、まず何件くらいそういったご要望があるのかというのと、同様な要望が来ているので回答するというふうに答えたよ

うでございますけれども、その辺事情、回答する時期については後ほど確認させていただきます。

Q：分かりました。よろしく願いいたします。ちなみにどれくらい先の会見でご回答いただけるのでしょうか。

A：（東電）調べなきゃいけないので、時期については未定です。

Q：分かりました。4月30日に飯舘村で東電の謝罪集会がありました折に、ホールボディカウンタを村民が受けたいという依頼を持ち帰ると言ったまま、まだ東京電力からご回答いただいて。

○司会

すいません、それまた別の質問ですか。

Q：いえ、関連です。すいません、吉澤さん関連なので。ですので、まだ回答がいただいていない、半年経ってもいただいていないという事ですので、そうならないように出来るだけお早めによりしく願いいたします。

A：（文科省）文部科学省でございます。ICRPの勧告取り入れに伴います平成10年6月の放射線審議会のすいません、どういう文書のどういうところを引用されていたのか、あとで確認をさせていただければと思うんですけれども。ICRPの90年勧告の取り入れについてはですね、その後全身の線量については実効線量という考え方を取り入れ、また皮膚とか目の水晶体については等価線量という考え方を90年勧告に基づきまして、その後放射線審議会で審議した結果が今、各省庁における電離則とかいろいろな原子炉等規正法に基づく放射線防護の法令に反映されているというふうに認識してございます。皮膚が制限因子となる云々というところについては、場所をご指摘いただければ、あとで確認させていただきたいと思います。

Q：分かりました。よろしく願いいたします。ちなみにこの中で、水晶体、皮膚、手足などは全身の実効線量より等価線量の方が確定的影響が出やすいので、等価線量が制限因子になることが考えられるという一文があります。後でお伝えしますのでどうぞよろしくお願い致します。

A：（園田政務官）作業員の死亡に関しましてでございますけれども、先ほども

ちょっとお答えをさせていただいておりますけれども、この件につきましては今東京電力の中で対応をさせていただいているということでございます。私どもの立場で申し上げればその対応を見守っているという状況でございます。それ以上のことは今現段階において考えているわけではありません。

Q：分かりました。園田政務官、関連でお聞きしたいんですけれども、数ヶ月以内に同じ敷地内で3人、自然な病死が発生したとお考えなんですか。

A：（園田政務官）私が全て過去の2件について聞いているわけではありませんけれども、現段階で何か保安院も含めて私のところに問題だということの報告は受けておりません。

Q：分かりました。先ほども申しましたが、行政解剖は児童虐待などの加害者側が隠蔽を図るような場合に指示されます。それで、これは不自然ではないかと私は思ったんですけれども、その政府における見解というのは自然かどうかというのはどなたにお聞きしたらいいんですか。

A：（園田政務官）この場合の対応がどこの部署になるのか、ちょっと私も即答しかねますので、一度その件については受け取らせていただいて確認はさせていただきたいと思います。

Q：分かりました。よろしく申し上げます。

○司会

こちらの方。後ろの席の。

○NHK 鈴木

Q：NHKの鈴木と申します。よろしくお願いたします。園田政務官に。主に除染について伺いたいと思います。IAEAの除染の支援の視察団が本日も福島で視察をなさってますけれども、昨日伊達市の霊山町を視察されてたと思うんですが、その霊山町にお住まいの地元の下小国の地元の住民の方からの質問で、特定避難勧奨地点の除染の開始の時期、これはいつ頃から行われるのかということと、除染が行われたらすぐに帰宅を進めるのか、その地域の解除をいつぐらいをめどにしているのかという、その特定避難勧奨地点の除染と解除のめどについての質問が1点目、それから除染した際の放射性物質の仮置き場の件、こちらについての場所の確保に関する国の支援について伺

いたいと思います。今現実的には伊達市の霊山町の下小国の地域においては、住民の方が自ら場所の確保、これを1軒1軒、現実的には区長さんが地域の地権者のところに行って場所を今探してらっしゃると。その場所の確保においては、その地権者の方の了承を得るだけではなくて、その土地に隣接する土地の地権者の了承を得なくては行けないと。現実的には今日実は夜に地元の住民の方だけで、市の方とか県の方も交えずにそのような話し合いが行われるという状況で、自治体ですとか県又は国の支援がない中で区長さんとか地元の住民の方がいろいろ試行錯誤を重ねられながら、仮置き場の確保を今目指してらっしゃると。伊達市の霊山町下小国といいますと、国のモデル事業で非常に先進的にJAEAさんが技術をいろいろ試されながら実証試験をやっていると思うんですけれども、そのモデル地域以外での今後国又は市町村が行われる自治体の地域においては、住民の方が自ら仮置き場の確保に苦慮されてると、そういう地域は今後多く発生されると思うので、そういう場合における市町村の関わり方とその国の支援の在り方、ここを是非お答えいただければと思います。それから、それに関連して12市町村のモデル事業について、これは3点目なんですけれども、現在伊達市と南相馬市にあるモデル事業を行われていると思うんですが、比較的自然環境においては近いといえますか、両方ともハートランド原町においても、下小国の集会場の周辺5軒の民家においても、森林に近接した。

○司会

すいません、質問は簡潔にお願いできますでしょうか。

Q：分かりました。3点目の質問は、12市町村のモデル事業について今後その12市町村のモデル事業を行って、今後の横展開に生かしていく知見を得るという意味があると思うんですけれども、どのような環境でやっていかれるのかと、つまり数10 μ Sv/hのような高い地域も含めてモデル事業を行っていくのか、又は例えば河川ですとか貯水池ですとか、セシウムは水によって移行しますから、そのような水環境が複雑な地域でモデル事業を行っていくのか、ただし地域の選定においては自治体はその地域を提供していただくことで、国がモデル事業を行っていくという順序だと思うんですけれども、その12市町村が同じような地域を提供していただいても、今後の実証にはなかなか生かされないと。その中でどういうふうにある種のバラエティに富んだモデル事業にしていくのか、12市町村のモデル事業ですね。このあたりの見解を是非お聞かせいただきたいと思います。

A：（園田政務官）はい、1点目のホットスポットについての特定地域勸奨地点についての除染についてはちょっと確認を一度させてください。今後どういった形でその部分が行われ、そしてまた解除していくかという考え方は、ちょっと今手元に資料がございませんので一度確認をさせていただきたいと思います。それから仮置き場についての市町村、そしてまた国の関連でありますけれども、今仮置き場については現地の対策本部、あるいは除染チームを通じて、各市町村、自治体の皆さま方をお願いとそれからそこに選定にかかる何か要望があれば、国の方にフィードバックをさせていただいているところでございます。相談をしながら今一つ一つ決定をさせていただいているところでございますので、そういった点では通常市町の中において、市町村の自治体においての選定でございますけれども、そこにおける国の協力というものの要請がある部分もございますので、そういった点では私ども国からも様々な形で支援をさせていただいているという関係になっております。それから12市町村のモデル除染についての考え方でありますけれども、例としてはそれぞれの地域ごとでいろんなところを選んでいただいております。まずは低線量地域の山間部の集落であるとか、あるいは多くの土地の利用形態、文教あるいは様々な公共施設があるであるとか、あるいはそれと住宅、農地、道路といった組み合わせが存在する地域というような形で、それぞれお示しをさせていただいて、あるいは高線量地域の居住地域ということで、3点ほど国からの要は例としてお示しをさせていただいて、それに基づいて各市町村ごとで、自治体ごとで選定をさせていただいているという状況が今の現状でございます。

Q：それで、最後の12市町村のモデル事業なんですけれども、各自治体それぞれ出されてきて、その後例えばもう少し技術的な実証の面で、こういった環境で実証したいのももう少し例えば調整するとか、例えばもう少し言うと $10\mu\text{Sv}$ よりはもう少し上がった、本当に大熊町の非常に高い地域、毎時数 $10\mu\text{Sv}$ あるような地域での除染、作業者の被ばく低減も図りながらの除染ということになるので、かなりデリケートな作業になると思うんですけれども、そういう地域も含めたモデル事業を目指すのか、それとも例えば $10\mu\text{Sv}$ 程度の20キロ圏内においては比較的緩やかな地域でのモデル事業を目指すのか、そのあたりはどのように目指してらっしゃいますか。

A：（園田政務官）それについても、先ほど申し上げたように低線量地域から高線量地域という形で、私どもから例をお示しをさせていただいて、それにその例に基づいて基本的な考え方という形でお示しをさせていただきましたの

で、今、まさしくそれに基づいて各自治体毎で選定をしていただいて、また私有地も含まれますので、先ほど申し上げたように住居も含んでの地域、エリアで考えて欲しいということをお示しさせていただいておりますので、その地域住民の皆さん方の合意を得るべく、今、市町村、各自治体においてですね、調整をしていただいているというところでございます。

A：ありがとうございます。

○司会

よろしいですか。他にご質問ある方、まだ一度も指されていない方、いらっしやいますか。そちらの男性の方、それから一回目の方は、じゃ、続けてお願いします。

○NHK 関口

Q：NHKの関口です。園田政務官の先ほどのお話なんですけれども、質問のかなり冒頭の方なんですけど、三次補正で今後の除染の費用については国が行うもの、自治体が行うものが決まっていくというお話だったんですけれども、その住民レベルでの除染費用の負担という部分で、やはりその子供、将来的に心配で少しでも早く除染をしたいという家庭も現場にはいるんですけれども、そういった中で全く除染費用の負担の話が決まらないという状態だと今ひとつ動きが取れないというような状況もあると思うんですが、その除染費用の負担がされるかされないかっていった部分、される可能性があるかといった部分も含めて全く今は決まっていない状態なんですか。

A：（園田政務官）はい、それについては環境省ですね、三次補正についても今、環境省で一元管理をしていくというかたちになっておまして。それ以降の除染についてもですね、来年度の予算については今後の協議の中で検討の中には入っているというふうには思っております。

Q：検討はされるということですかね。

A：（園田政務官）まあ環境省に直接お伺いをさせていただければと思いますけれども、当然ながら除染というものは国の責任で行っていくということを申し上げているわけですので、その除染にかかる費用というものを当然国がしっかりと見ていかなければならないのではないかというふうには思います。したがって具体的な基準であるとか、あるいは具体的な予算に関して、

あるいは基金を使ってですね、各市町村が県を通じて行うというやり方もあるというふうに聞いておりますので、そういった点ではどういう形ができるのかは、これからまさしく来年度の予算については各都道府県とも協議がなされていくのではないかと、その中で決まっていく話ではないかというふうに考えております。

○司会

それでは。

○ジャーナリスト 岩上

Q : IWJの代表のジャーナリストの岩上です。園田政務官、それから森山さん、文科省の伊藤さん、そして東電の松本さんにお答え願いたいと思います。私どもの取材で首都圏でストロンチウムが検出されました。これは横浜市港北区のマンションで、その屋上で採取されたサンプルで、そのマンションにお住まいになっているある大学の准教授の方がですね、これは工学の専門家の方なんですけれども、採取され、民間の分析機関に出したところストロンチウムが195Bq/kg 検出されました。こちらに手元にこの放射能核種検査報告書、私コピーも持ってきております。こちらにあります、もし必要であればお見せいたしたいと思いますが、本日私ども文科省の大臣会見にも出まして、こちら大臣にお見せしました。お調べになるというようなことをおっしゃっておられました。これまでの国の調査、こちらにある文科省の調査も大変ご尽力されての調査だと思えますけれども、お調べになった領域が限定されております。80キロ圏内だけで果たしていいのか。245キロはなれた福島第一原発から245キロ離れた場所で検出されている。任意の一点です、特異点ではありません。任意の一点でバックグラウンドと比べると150倍位のストロンチウムが検出されているという事実。これについての受け止めとですね、それから今後の対応についてお伺いしたいと思います。今後政府、それから東電自らのですね、こうした広域の核種についての調査を行うお考えは有りや無しや、お答え願いたいと思います。

○司会

先ほどの四者全員に同じ質問をということですか。

Q : はい。お願いしたいと思います。ご回答お願いしたいと思います。

A : (文科省) それでは文部科学省の方から。今日の大臣会見でそのような資料、

情報提供をいただいたということは承知いたしております。その検査を、私も見させていただきましたが、いわゆる事故の直接の影響かどうかを判断する上で、ストロンチウムについては89という半減期、50日の核種、これが含まれているかがひとつの判断のポイントかと思いますが、そういったデータが無かったこととか、あるいは資料の採取方法とか分析方法の詳細がいただいた資料では確認できなかったのも、このデータだけですね、どのような事が起きたかということについてはちょっと判断するのは難しいというふうに考えてございます。他方、ご指摘にありましたようにストロンチウムにつきましては先日福島県内の土壌マップというような形で分析、広域での分析をさせていただいて、確か40数か所においてそういったストロンチウム、事故由来もものと考えられる89、90を伴うようなものが検出されたということも分かってございます。あるいはストロンチウム以外にもプルトニウムについてもですね、福島県内100か所のうち、6か所から出たというようなこともございます。今後につきましてはですけども、一つはストロンチウムの核種分析、これまでよりも精密度を増すとか、あるいは更に広域で測定することについても今後考えていきたいというふうに考えてございます。

Q：すみません。ごめんなさい。質問中付け加えておいて情報をちゃんと加えて言えば良かったんですが、この検出されたマンションは築浅のマンションでして、築5年です。したがってそれ以前の60年代の核実験とか86年のチェルノブイリ等ですね、降下物が積もっているということは考えられません。したがってこの5年以内にストロンチウムが195積もるという自体というのは、考えればこの今回の311の事故以外考えられないと。その点をちょっと併せてもう一度ですねお尋ねしたいと思います。それから、もう一点ですけども、これは90となっておりますが、89と90分離しないで検出されているということです。追加の追試の必要性はあるのではないかと思います。より精密な検査が必要だとは思いますが、そこを含めてですね、ただこれを一蹴するのではなくて、より精密な追試の必要性も含めてお尋ねしたいと思います。

A：(文科省) いただいたデータにつきましては、一蹴するとかそういうことではなくて、十分私どもの方でも検討させていただきたいと。ただ、今申し上げたようなデータが不足しているので、さてどう判断するかということについて中で検討を今後していくことになるということをお知らせしたところでございます。

Q：データの提供ということが我々の方でできる、あるいは検出、採取に当たった男性からのですね、申し出があればお会いしてお話を伺うということは可能なんでしょうか。

A：(文科省) そのような必要性も含めてですね、中で検討してございますので、またその結果については今後どういうエリアで、あるいはどういう核種を対象にということについて専門家の意見も聞きながら考えていきたいというふうに考えております。

Q：お願いします。

A：(保安院) 原子力安全保安院でございますけれども、保安院におきましては放射性物質の放出量、大気への放出量というものを試算しております。これは6月に報告させていただいております、この中には当然ストロンチウムも含まれております。このストロンチウムも含めましてこのような大量の放射性物質の放出に至るような大きな事故を防ぐことができなかったということに関しまして規制機関として大変申し訳なく思っております。現在まだ、放射性物質の放出といいますか、大気への放出が大分少なくなっておりますが、継続しておりますので、今、保安院といたしましてはこの放出量の抑制、それから冷温停止状態といいますか、こういうことを含めて事故の収束に最大限努力をしていくことそれに努めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

Q：すいません、重ねてちょっと森山さんにお尋ねしたいんですが。8月の時点で、川内浩さんからの要請に基づいて、政府はこの核種も含めた放出量をお出しになっておりますけれども、これは確か6月までのものであって、今もなお継続して放出は続いております、ということは継続的に核種の分析も含めた総放出量、あるいはその質というものを継続的に、随時これは分析して検収して発表していくべきではないかと、そうでなければこういう広域の物質等の関連も分からないと思うのですけれども、その点はいかがでしょう。

A：(保安院) はい、放出量につきましては、これは事故当初の放出量、今、保安院で試算しておりますのは事故当初の放出量でございます、現在までの放出量、その後の放出量についてもこれは検討していかなければいけないと考えておりますが、ただ実際の放出量につきましては、相当レベルが何桁も

小さくなっておりまして、全体の放出量に与える程のものではないというふうには考えておりますけれども、いずれにしましてもこの解析によって、保安院の場合には解析を中心に評価をいたしますけれども、なかなか現実には解析手法の限界もあってなかなか難しいところではございますけれども、この放出量の推定というのは引き続き検討しなければいけないと考えています。

Q：広域での検出調査というものは、文科省が今回行われたわけですが、原子力安全委員会や保安院として、あるいは経産省としては、こういう同様の広域にわたる土壌調査等を行うことはあり得ないのでしょうか。

A：（保安院）まず、それぞれの役所の役割分担といたしまして、保安院は主としてサイト、原子力発電所の中のことを見ていくと。それから文部科学省においては、モニタリング全般を見ていただくと、サイト外を中心にですね、というふうに考えておりますので、今、現実において、保安院がその遠距離のところのモニタリングということを実証するという予定はございません。以上でございます。

Q：了解しました。政務官お願いします。

A：（園田政務官）はい。そういった情報があるというのは、私も先ほどちょっと聞きました。今、文科省あるいは保安院からもお答えをさせていただいておりますけれども、しっかりとその分析も含めて、今後の対応を考えるということでございますので、その点についてはしっかりと対応していただきたいというふうに思っております。

Q：政務官にお聞きしたいんですけれども。いろいろ役所、縦割りの行政をしております。この問題というのは大変大きな人口集積地である首都圏の中から発見されたものであって、大変多くの人の利害に関わる、健康被害の問題に関わる問題です。もし首都圏で、横浜の1点というのは任意の1点ですから、その途中の関東あるいは東京も含めて落ちている可能性は極めて高いということになると、大変大きな人の関心を呼ぶ、大変大きな重い問題だと思います。この文科省のモニタリング、今、文科省の方が今後対応する、検討するとおっしゃいましたけれども、内閣として本当は大変高いポストで、高い位置で検討しなきゃいけない問題ではないかと思うのですが、この対応の仕方、なにかお考えありますでしょうか。

A：（園田政務官）はい、いわゆる原子力災害対策本部の中で、言わば原子力事故に関する収束に関する責任は細野大臣が今所管をさせていただいております。細野大臣のリーダーシップの中でモニタリング調整会議というのをやらせていただいて、そして各省いろいろ別れているところがございますけれども、その役割分担として、文部科学省には土壌のモニタリングも含めて行ってもらおうということを決めさせていただいておりますので、そういった点では文部科学省が一義的に、この件については取り扱いをしていただくという形が、今の政府の中での位置付けになっております。

A：（東電）東京電力でございますが、横浜市でそういった検出がされた件については、どういった見解かについては文科省さんの方のご判断を待ちたいというふうに思っております。ご質問にあった広域モニタリングを東京電力としてやるかどうかというご質問でございましたけれども、現在政府、文科省といろいろ役割分担をしておりますので、その中でご相談させていただければというふうに思っています。

Q：ちょっと重ねてで申し訳ないんですけども、松本さんにお聞きしたいんですが。東電は海底土などの核種の調査などを行っております。ある程度は当たり前ですけどね、専門家の集団として、そして事故当事者として責任もお有りですし、見識もお持ち合わせだと思います。能力もお持ち合わせだと思います。こうした広域のものは、広域でこういう危険な核種を発見されたことについて、全て文科省の見解待ちということではなく、当事者としてどのようなご見解をお持ちか、このストロンチウムというものが、195Bq、245キロ離れた地点で検出されたということ。その意味をどういうふうに考えるか、専門家として、東電の責任者として広報責任者として、ご見解をお聞きしたいと思います。

A：（東電）こちらに関しましては、先ほど文科省さんが、ご説明あったとおり、この検出がどういった由来できてるのかという話もありますし、89、90といった分析の問題もございますので、今の段階で何かコメント出来る、あるいは見解を述べるという状況ではないというふうに思っております。一般に、今回大量の放射性物質が放出しましたので、ストロンチウムを含めて大気に拡散したものが落ちてくるという可能性があるかと思っておりますけれども、それがどういった範囲、どういった量になってるかについては、まだキチンとした見解はまとまっておりません。

Q：お調べになる必要性というものは、お感じになっているかどうか、その点だけお答え願えますか。

A：（東電）はい、そういう意味では発電所からどういった放射性物質が放出されて、どういったふうに拡散していくかについては確認したいというふうには思っておりますが、まだそういったところまでは、まだ私どもとしては進んでおりません。

○司会

政務官が6時半には退席されます。政務官にご質問ある方、優先してご質問。5名の方いらっしゃいます、大変恐縮ですが一問ずつにさせていただきます。短くお願いします。では、前の3人と、後ろお2人お願いします。先に質問だけしていただけますか、恐縮です。

○日本インターネット新聞社 田中

Q：私は、一件だけで済ませます。園田政務官としては、行政解剖を指示するおつもりは有るんですか、無いんですか、それだけです。

○司会

続けてすみません、ご質問お願いできますか。

○ジャーナリスト 寺澤

Q：確認ですけれども、先ほども言いましたけれど。今日ですね、政府東京電力統合対策室共同記者会見フリーランス連絡会設立のご報告と参加の呼びかけという文書を作って、この記者会見に参加されている記者クラブメディアの方も含めて、金曜日の協議の内容と、この連絡会を作ったのでこういったものにフリーの方に参加してもらって園田さんの方と調整するというような呼びかけを文書にして、日隅さんは起案して持ってきたんですけど、ここの会見場の入口でこれを配布しようとしたところ、園田さんの指示を受けたとする東電社員に排除されまして、仕方ないので私は東電の門の外の東電社員がここだったらいいということで、これを配布してたんですね、この共同会見に来たということで、門のところを通る人に。そしたら今度は警視庁警察官が来て道路使用許可を取ったのかなどと、訳の分からないことを言うんですが、そういう場合に道路使用許可を取らないといけないんですか。それと、その警察官が来たのはそれも園田さんの指示ですか、違うの、質問ですよ。だからそういう場合に道路使用許可を取る必要があるのかというこ

とと、東電社員に指示したのは、園田さんらしいですけども、外で今度東電社員がここで配れというところで配布していたら、今度は警察官が来て、道路使用許可をとれと言ったんですけども、それも園田さんの指示ですか。後それと、さっきの確認ですけど、こちらは園田さんの一応ご要望のとおり、そういった連絡会というものを作りまして、20数名ということで、かなりの割合の人の合意を得てやってるわけですから、それを踏まえて早急に再協議して、現在、排除されてる人達どうするかとか、あるいはこの会見の在り方どうするかということを行いたいのので、そちらの方から早く日程を提示してもらいたいということなんですが、それもどういうふうにお考えなのかお答えください。

○フリー 柳原

Q：はい、園田さんが先ほど、作業員の死亡に関しての結果については、東京電力さんの方にお任せしているというふうにおっしゃいました。これは、私は大変な問題だと思っております。これは、例えば時津風部屋で力士が亡くなりましたけれども、その人の死因を親方に全て任せますよと言っているのと同じことです。ですから、きちりとその辺り、どういうふうに任せると言っているのか、今警察庁の方でも死因協議に関する検討会が行われているってということ、ご存知なければ確認して頂きたいんですけども。6日に作業員が亡くなっていて、今記者会見が行われていて、園田さんが司法解剖が行われたかどうかもご存知ないままここに列席されているということ自体が私信じられないので、多分ご存知だと思うんですが、本当にご存知なければ、今すぐ警察庁の刑事局に問い合わせ確認をして下さい。それを電話で確認した、司法解剖をしたか、しなかったぐらいの答えは、何も隠す必要はないと思うので、それぐらいは確認した上で私達に会見をして頂きたいというふうに思います。その点よろしくお願いいたします。

○司会

はい、あと、後ろの二人。いらっしゃったかと思います。

○フリー 木野

Q：あ、すいません、園田さんに。先ほどは現地対策本部の住民説明会、俺、福島は渡利ですが、こちらで現地の対策本部の室長の方が、100ミリ以下は問題がないという発言されたと思いますが、これは広報の方法ではなくて政府の認識だと思うんですけども、現地対策本部の室長がそういうことを言ったということは、政府としては、100ミリ以下は、健康には問題ないという認

識で、今でもいるということになるのでしょうか。何でこうした、なぜこうした説明が出てくるのでしょうか、ご説明をお願いいたします。

○ニコニコ動画 七尾

Q：ニコニコ動画の七尾です。手短に作業員の方の死亡の件ですが、東電に対応を任せるとするのは、園田さんのご見解なのか、細野大臣も承知した上で政府としての公式見解なのかをお願いします。

A：（園田政務官）はい、作業員の死亡の件について、二点ありましたので、ここからお答えをさせていただきます。まず、刑事局に問合せをするべきではないかということでございますけれども、その主旨がですね、私はまだその必要性も今感じておりませんので、私どもとしては、今、東電の先ほど来申し上げているように、対応をしっかりと見させて頂いて、その報告を待っているという状況でございます。

Q：いや、司法解剖をしたかしなかったという、イエスかノーかだけの答えを求めているんですけれども。それは東電は全く関係ありません。司法解剖を許可するのは裁判官ですから。ですから、それをちゃんと国として、東電はちゃんと把握していないと仰るんですから、それは園田さんは把握する立場にあるんじゃないですか。

A：（園田政務官）ちょっとその立場であるかどうかも含めて、持ち帰らせて頂きます。もう一つ、作業員の方についてですね、いわゆる私どもは先ほど来申し上げておりますけれども、やはり、東電が今対応をして頂いているということでございますので、全てにおいては、その対応を待ってから私どもからの見解という形になろうかというふうに思っております。

Q：いや、対応ってどのくらい待つんですか。

A：（園田政務官）東京電力からの報告を待ちたいと思っております。それから、連絡会でございますけれども、先ほど私の打ち合わせの時にですね、言わば、会見の外、外といいますか、会見場で、撒いてらっしゃるというこの前ですね、撒いてらっしゃるということございましたので、それは、この東京電力の敷地内での活動というものに関しましては、私は相応しくないということでありまして、そこでの配布というものは認められないということを東京電力の方にお伝えをさせていただきました。したがって、後の行動につ

きましてはですね、言わば、法令がちょっとこういった形の道路使用許可証というものがあるのかどうか、ちょっと私も良く存じ上げてはいませんが、そういう活動がですね、道路上で行うことに対することに関してのものというのは、私は知り得ておりません。

Q：答えて下さいよ。

A：（園田政務官）分かりました。次回までに調べられるかどうか、調べておきます。ちなみにですね、私が政治家としての政治活動を行う中で、よく道路使用の許可証を行なって、そこでマイクを使ってビラを配布するということは、それは当然ながら、政治活動として、これは公職選挙法も含めての話ではなかったかと思っておりますけれども、道路使用許可の申請は出してやっております。後、100mSv 渡利での現地対策室の説明の仕方というものでございましたけれども、やはり、そういう認識ではないと私どもも思っておりますので、ちょっとどういう形です、住民の説明を行ったのかということ、少し確認をさせて頂きたいというふうに思っております。その上で何か不確かな形です、住民に説明がなされていたのか、あるいは不十分な形であったのか、あるいは誤解を招くようなことであったのかということ踏まえて、今後そういう形に該当するようなことがあればですね、きちっとそれは補充をするなりですね、やらなければならないとだろうというふうに考えております。

Q：すいません。誤解ではなくてですね、要するにその渡利の特定避難勧奨地点に指定するかどうかというところで、指定しないという理由に関して、なぜかという質問に対して根拠ということですが、放射線の健康影響ということでお聞きになったことがあると思いますが、100 ミリを受けるまでは、100 ミリ以上の放射線を浴びた場合には何らかの健康影響があるが、100 ミリに関してはデータの無いというふうに佐藤室長がお答えなられているんです。これは誤解ではなくて、そういう認識だということだと思っておりますけれども。なので、なぜこういう認識なのかその理由をご説明頂ければと思うんですけれども、それ調べてお願いできますか。

A：（園田政務官）はい、分かりました。ちょっと現地に確認をさせていただきます。

Q：それから、大変申し訳ないんですが、先ほど東京電力の調査を待つということですが、東京電力はこの件、作業員の死亡に関しては、これ以上の追加

調査はしないと思うんですが、そういうふうにコメントされていると思いますが、何を待たれるんでしょうか。

A：（園田政務官）東京電力からの報告を待ちたいと思ってます。

Q：報告というのは、まだ報告ないということでしょうか。何の報告を待つんでしょうか。

A：（園田政務官）東京電力から、私ども政府に対する正式な報告というのは、まだないというふうに認識をしております。

Q：それを待つと、分かりました。

A：（園田政務官）はい、そのとおりです。

<東電からの本日の作業状況の説明>

○司会

それでは、園田政務官退席をされます。また東京電力から時間途中でございますが、本日の作業状況がまとまったということでございますので、このタイミングで説明をしてもらいます。

○東京電力

東京電力から、本日の作業実績等につきまして、皆さまにご紹介させていただきます。原子炉への注水の状況でございますが、17時現在、1号機は、3.7m³/h、2号機が、給水系から3.6、炉心スプレイ系から7.0m³/hでございます。

3号機は給水系から2.2、炉心スプレイ系から8.0でございます。

格納器の窒素ガスの封入の状況でございますが、こちらも17時現在、1号機の格納容器圧力は、122.2kPa、2号機が116kPa、3号機101.5kPaでございます。

使用済燃料プールの循環冷却の状況です。17時現在、1号機は24.5℃、2号機27℃、3号機25.6℃、4号機35℃でございます。

タービン建屋の溜水の移送でございますが、2号機、3号機から雑个体廃棄物減容処理建屋の方に移送を行っております。

6号機のタービン建屋の溜水の移送は、本日予定がございません、あ、実績がございません。

建屋の水位の状況です。プロセス主建屋の水位は、16時現在、3,975ミリで、

午前7時と比べますと、47ミリの低下です。雑个体廃棄物処理建屋は3,677ミリで、午前7時と比べますと54ミリの上昇でございます。サイトバンク一建屋は、4,431ミリ、午前7時と比べますと2ミリの上昇でございます。

トレンチの水位の状況です。16時現在、1号機はダウンスケール中、2号機は2,878ミリで午前7時と比べますと3ミリの上昇、3号機は3,354ミリで午前7時と比べますと3ミリの低下でございます。

タービン建屋の水位です。16時現在、1号機は4,951ミリ、2号機は2,917ミリでそれぞれ午前7時と比べますと1ミリずつ上昇しています。3号機は3,133ミリ、4号機は3,164ミリで午前7時と比べますと6ミリ2ミリの低下になります。

原子炉建屋地下1階の水位です。16時現在1号機は4,471ミリで午前7時と比べますと11ミリの低下です。なお、2号機の原子炉の水位計に関しましては現在故障しております、交換するべく準備を進めております。3号機ですけれども3,280ミリ、4号機3,181ミリでそれぞれ午前7時と比べますと3ミリずつの低下になります。

それから、作業の状況でございますが、遠隔操作によります瓦礫の撤去は午前中の会見に申し上げたとおり、今後は作業の進捗状況に応じて適宜実施する予定でございます。本日は行っておりません。

それから1号機原子炉建屋のカバー設置工事でございますが、本日は屋根パネル設置行っております。明日も引き続き屋根パネルを実施いたします。それから部材の搬入に関しましては、明日は屋根解体用の付属機材を海上輸送する予定でございます。明日の海上輸送で海上輸送そのものは全部終了する予定です。

それから原子炉建屋上部ダストサンプリングは本日3号機実施いたしましたけれども、明日は同じく3号機の建屋機器ハッチにて実施する予定です。それから、1号機も同じく機器ハッチ開口部にて実施いたします。

それから水処理の作業状況につきましては、現在セシウム吸着装置、第2セシウム吸着装置の方を運転中でございます。それからRO膜式によります淡水化装置も処理中でございます。明日はベッセルの交換がキュリオン側で2塔予定しております。サリー側のベッセルの交換は予定はございません。

その他の作業の予定をお知らせさせていただきますが、雑固体廃棄物減容処理建屋は現在2号機と3号機の受け入れを行っておりますが、建屋の北東階段室のダストが地下階から上がってきたということで、こちらを塞ぐ作業を明日行いたいというふうに思っております。そのため、2号機3号機からの滞留水の移送を一旦明日午前から13日午後の約2日間停止する予定でございます。

それからもう一点は訓練の情報です。福島第一に関しましては、現在注水設備が動いておりますけれども、明日の午前中に多重化した設備が故障したということを想定いたしまして、消防車を使いましてホースの敷設訓練、あるいは消防車によりまず注水訓練を明日午前中に実施する予定でございます。それから同じく福島第二でございますけれども、第二も明後日13日になりますけれども、保安院さんの方からご指示ございました緊急安全対策の現場実働訓練を13日の午前から午後にかけて実施する予定でございます。私からは以上でございます。

<質疑応答継続>

○司会

それでは質疑を再開させていただきたいと思います。まだご質問されていない方、いらっしゃいますでしょうか。それでは、2回目の方も含めて質問受けたいと思います。では、そちらの女性の方。

○ロイター通信 久保田

Q：度々すいません。また先ほどの損害賠償請求訴訟に関してお伺いしたいんですけれども、先ほど松本さんのお答えでは10件程度、こういった損害賠償を求める訴訟が起こっているというお話だったんですけれども、その10件程度合わせるとどれくらいの損害賠償が現時点で求められているのでしょうか。それが1点目です。2点目なんですけれども、今後これからさらなる訴訟が起こってくるのではないかというふうに考えるんですが、現在の会社の見通しとして今後裁判を通じて損害賠償の負担、そういったものが生じるというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。あと最後の質問なんですけれども、先ほど10件程度というお話なんですけれども、これのもし分かれば詳細を知りたいと思ったんですけれども、この10件程度というのは例えばどの裁判所で行われているものなのか、こういった方が関わっているのか、いつ頃判決が出る見通しなのか、難しいかも知れませんが何か情報があれば教えてください。お願いします。

A：（東電）まず、訴訟を起こされている金額でございますけれども、こちらにつきましても個別の案件もございまして、総額とのご質問でございますが、東京電力から見て過大な請求ではないかというようなものもございまして、お答えは控えさせていただきたいというふうに思っております。それから、訴訟の見通しにつきましては、これは裁判所が判断されることですので、私どもの方から何か見通しを示すことは出来ません。それから、個別

の事案でございますけれども、これは訴訟を起こされた方が公表しているというケースは別でございますけれども、個別に事案に関しましてはお答えを差し控えさせていただければと思っております。

Q：ありがとうございます。2点目の見通しに関してなんですけれども、それは裁判所ということではなくて、会社のシナリオとしてと言うんでしょうか、どれくらいの負担が生じるというふうに考えているのかということです。

A：（東電）そちらに関しましても、まだ裁判係争中でございますので、私どもが何か金額に対しましては見通しを持っているわけではございません。

○司会

ご質問のある方。そちらの男性の方と、斜め後ろの方ですか、続けてお願いします。

○NHK 原田

Q：NHKの原田と申しますが、東京電力の松本さんに2点伺わせてください。まず1点目なんですけども、今日公表されてる1号機のダストサンプリングの関係なんですけど、9月11日に公表されてるのに比べますと1桁2桁ほど高くなってるかなと思うんですけど、この理由としてはやはり4階部分という所を測ったというところが大きいのか、その高くなった理由というのをちょっと伺わせてください。あと2点目なんですけど、毎月今、建屋から放出されている放射性物質の評価というのを行われてますけど、今月も今後行われると思うんですけど、今までは建屋から全て放出されているというふうな、かなり保守的な評価ということでやられてたと思うんですけど、そういった点は手法として変えたりすることは考えられているのかというのを伺わせてください。

A：（東電）まず、ダストサンプリング。本日公表させていただいたデータは、機器ハッチという原子炉建屋の中で1番下から屋上まで縦方向に貫通している配管と言いますか、開口部でございまして、ここの所が1番何かダストが出るとしては大きな通路だろうというふうに考えています。今回は4階のフロアの所に相当する所で測りましたし、前回はクローラクレーンから、上から吊り下げる形で測定をしておりましたので、上から吊り下げている場合ですと、やはり外気の風等の影響を受けて少し拡散しているのではないかとこのように思っております。したがって、建屋の中で4階の部分で測って

いるほうが値としては3倍程度高い値になっているかと思しますので、そういった影響があるのではないかというふうに思っています。それから、建屋の放出に関しましても基本的には原子炉建屋から出ているというふうに見ておりますけれども、その際にダストサンプリングも2通り行っておりまして、いわゆる原子炉ウェルという圧力容器の真上の所で測っているケースと、今回のように大きな開口部がある機器ハッチの上で測ると、両方の所からですね、測定をいたしまして評価して原子炉建屋からどれくらい出ているのかについて評価したいというふうに思っております。

Q：すいません。そうすると2号と3号もこれから行うと思うんですけど、そちらの方もこういった建屋の中という形で、2号はそうやってたと思うんですけど、3号もそういった形で行うということでしょうか。

A：（東電）3号機につきましては、1号機のように建屋の中に入れておりませんので、こちらはクローラクレーンを吊り下げる形でほぼ機器ハッチの真上辺りに据え付けてサンプリングしたいというふうに思っております。それから、2号機は建屋の東側のブローアウトパネルの所、1箇所開いておりますので、そこで測っておりますといわゆる原子炉直上部と機器ハッチの両方の所を合わせて測っているということになります。

Q：そうすると次の評価では、1号に関しては今日公表された値というのが一番参考になるデータという形でよろしいのでしょうか。

A：（東電）はい。本日、それから前回測定いたしましたし、明日も測定予定しておりますので、何回か測った値を基に評価したいというふうに思っています。

Q：分かりました。あとすいません、2点目の質問、ちょっと聞き方が悪かったですんですけど、これとはまた別に毎月まとまめられている道筋の時の評価なんですけど、そちらの方、水槽とか新たには使うというのは分かるんですけど、評価のやり方として保守的な、全て要は建屋から放出されていると見るのか、それとも違うやり方をやるのかという点はいかがでしょう。

A：（東電）基本的には前回と同様、全て建屋から放出されているという評価になります。海上等に関しましては、結局巻き上がりが海の上でございますので、ほとんどないというふうに考えておりますので、深夜、早朝の測定をし

て、なるべく西風と言いますか、建屋から海の方に風が吹いている時間帯を選んで測定をしております。それから併せて、陸上側は水盤、たらいのような物を置いて、中に落ちてくる放射性物を測定しておりますので、そちらの方の評価をまとまめたいというふうに思っています。

○司会

では、後ろの方。

○共同通信 岡坂

Q：共同通信の岡坂です。東電の松本さんに。先ほどご説明された、明日、明後日の訓練をもう少し詳しく伺いたいですけれども、参加者の人数とか、それから水処理システムの故障停止ということだったと思うんですけども、こういった故障を想定されるのかということ。それから明日この様子を撮影された写真等を、公開されるご予定があるかどうか。2Fの方についてもこういった部分について、実働訓練をされるご予定かということをお教えください。それから保安院の森山さんにも同じ件について、特に1Fの方ですけども、これは冷温停止を将来判断する際に、必要とされるような判断の参考にされるような位置づけになるのでしょうか、お願いします。

A：（東電）はい。まず福島第一原子力発電所の訓練の方からお話させていただきますが、明日の訓練につきましては、福島で予定、予定と言いますか想定されておりますマグニチュード8クラスの地震が起こりまして、いわゆる原子炉へ注水しているポンプ、それから水源となっておりますバッファタンク等、全てのポンプが損壊して使えないという状況を想定いたしまして、今回の事故の一番最初の段階でありますように、海を水源といたしまして、消防車で原子炉建屋に水を送り込むというような訓練を行う予定でございます。実際に海水を注水するわけにはいきませんし、訓練でございますので、明日の訓練そのものでは海水から消防車で水を吸い上げまして、再度ポンプの行き先は海に戻す形で想定と言いますか、訓練そのものは行いますが、ホースの、ホースと言いますか、事故が起こった後、現場の状況確認、放射線濃度のサーベイといったところからスタートして、ホースの敷設、消防車の配置、それから実際の送水といったところを、模擬訓練として実施したいというふうに思っております。なお、大体午前中を予定しておりまして、参加人数は現時点では約30名程度というふうに考えております。それから第二原子力、失礼しました。こちらの模様につきましては、皆さまには写真、それから動画等でできれば撮影した後、お示ししたいというふうに思っております。そ

れから第二の方でございますが、こちらは以前、5月にも一回実施いたしましたけれども、電源車を配置するですとか、仮設ケーブルを敷設するという訓練。それから消防車を配備して、注水ができることの確認といったようなことを、実際に動かしたいというふうに思っております。その他、ガラの撤去と言いますか、津波でいろいろな瓦礫等が押し寄せてまいりましたので、ダンプ等、重機等によって撤去をするというようなことを行う予定でございます。こちらの方に関しましては、総勢で約90人の体制で第二原子力発電所の方では訓練を行う予定でございます。

A：(保安院) 保安院でございますけれども、冷温停止状態につきましては、中期的安全確保の考え方を示して、今東京電力でそれに対する計画というものを準備していただいておりますけれども、その保安院から求めております中に、異常時への対応機能というものもございまして。実際にこの評価につきましては、まず専門家の意見を聞きながら評価をいたしますけれども、この明日の訓練もその参考になり得ると考えています。以上でございます。

Q：すいません。森山さんに一点だけ。そうしますと、明日の訓練の様子というのは保安院のどなたかも見られるのでしょうか。どなたが見られるのでしょうか。

A：(保安院) 明日の訓練も、保安院の現地におります職員が、立ち会うことになっております。以上でございます。

Q：保安検査官ということでよろしいでしょうか。

A：(保安院) 何人ぐらいが立ち会うか、ちょっとそこは承知しておりませんが、保安検査官のほかにも安定化センターに一人派遣しております、そういった人間が立ち会うことになっております。

Q：分かりました。ありがとうございます。

A：(東電) 東京電力でございますが、先ほど寺澤さんの方からご質問があった、電気料金のご質問に対しましてお答えさせていただきます。こちらは9月30日にプレス発表させていただいておりますけれども、今回の地震によりまして、私どもの発電所で事故が発生いたしまして、原子力災害特別措置に基づいた避難指示。それから、屋内退避指示、もしくは警戒区域、計画的避

難区域、緊急時避難準備区域の設定がされております。その中で避難された方々に関しましては、本賠償の対象となるお客様の本賠償を行うまでの、ご負担の軽減を目的といたしまして、電気事業法第21条第1項ただし書きに基づく供給約款等以外の供給条件での電気料金の特別措置というのを講じております。こちらに関しましては、電気料金の免除ではなくて、電気料金の支払期日の延長という形で行っております。平成23年3月分に関しましては9ヶ月間、それから4月分は8ヶ月間、5月分は7ヶ月間、6月分は6ヶ月間、7月分は5ヶ月間、それから8月分は4ヶ月間、9月分は3ヶ月間、10月分は2ヶ月、11月分は1ヶ月間ということで、それぞれ延長措置を講じた上で、皆さまにご連絡させていただいてるという状況でございます。

○司会

マイクお願いできますか。

○ジャーナリスト 寺澤

Q：ジャーナリストの寺澤有ですど、今のお答えですけど、要するに東京電力の今回の福島第一原子力発電所の事故によって、避難しなければいけなくなっちゃった人がいて、その人達が避難している先の仮設扱いの住宅に避難してるんですが、そういう人達からも正規の電気料金を要するに取っているということなんですよ。

A：（東電）はい。延長措置はございますけれども、いただいております。

Q：それ、自分のところの原子力発電所の事故で避難しなければいけなくなっちゃった人達が、そういった仮の住まいに移って、そこから正規の電気料金を取るというのは、ちょっと理屈としておかしいんじゃないかと思うんですけど、そういう話は出なかったんですか。

A：（東電）今回の事故によりまして、多くの方々にご迷惑をおかけしておりますことに関しましては、心からお詫び申し上げます。しかしながら、避難先で新たにご使用された電気料金自体の減免等につきましては、当社の供給区域内の他のお客様、それから当社の供給区域外に避難された方々との取り扱いの公平性が損なわれるという面がございますので、私どもとしては皆さまにはご理解いただきたいというふうに考えております。

Q：しかし、そういう避難されている方というのは、普通の仕事とか商売とか

できない状況になっているわけですから、そういう人達が電気代、いくらか支払期日を猶予してもらっても払えませんかとなったら、これ、電気止めるんですか。

A：（東電）働けなくなったですとか、影響で収入が減っているというようなケースにつきましては、本賠償の中で賠償させていただければと思っております。

Q：ですから、本賠償が出るまでの間、電気止めちゃうということですね、今の話だと。

A：（東電）いろいろな個別の事情があると思いますので、その辺はご相談させていただければと思っております。

Q：ご相談にのって、そういう場合は電気は止めないでということも考えてるんですか。

A：（東電）様々なケースがあろうかと思っておりますので、一様には止める、止めないというのはお答えできませんけれども、きちんと対応させていただければと思います。

Q：では、あと一つですけど、今9月30日に報道発表してるというようなことでしたけれども、この猶予、あまり大した避難されている方にとってそんなに利益になるような話でもないと思いますが、この猶予措置ですけど、これは東京電力が報道発表している以外にホームページに掲載してたりするんですか。

A：（東電）広報内のプレス発表内につきましては、ホームページの上に掲載させていただいています。

Q：ちょっと私、来る前に見たんですけど、少なくとも見やすいところにはなかったような感じがするんですけど、もっとそういった猶予であっても待たずそういう措置を講じたということであつたら、一番トップの見やすいところに掲載したりしないと、実際その措置を受けたいという人は分からないんじゃないんですか。

A：（東電）そういったご指摘もあろうかと思えますけれども、私どもとしてはそういった申し出があれば丁寧に対応させていただければと思っております。

Q：報道発表している以外は他に直接そういった対象となる方々に告知してるんですか。

A：（東電）こういった方々に告知しているかについてはちょっと確認いたしますけれども、今のところ本賠償の対象者がなっているということでございますけれども、個別に対応しているかあるいはそのテレビ等で放映しているかどうかについては確認させていただきます。

Q：だからそれをテレビでCMをするんだと、これをCMにしないといけないんじゃないんですか。

A：（東電）私どもは今のところCM等については今現在自粛させていただいておりますので、こういった広くお伝えすべきことをどういうふうに報道・広報していくかについては検討させていただきたいと思えます。

○司会

他にご質問のある方、いらっしゃいませんか。それでは無いようでございますので、本日の記者会見は以上で終わりにさせていただきたいと思えます。次回でございますけれども明後日13日の16時半からを予定しているところでございます。改めてメールにてご案内をさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。